

令和2年9月愛荘町議会定例会会議録

令和2年9月4日（金）午前9時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 報告第 6号 令和元年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第11 承認第11号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第12 議案第46号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第47号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第14 議案第48号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第49号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第51号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定について
- 日程第18 議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第19 議案第53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第20 議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて

日程第 2 1 議案第 5 5 号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
の認定を求めることについて

日程第 2 2 議案第 5 6 号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
を求めることについて

日程第 2 3 議案第 5 7 号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることに
ついて

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4

出席議員（14名）

1 番 澤 田 源 宏 君	2 番 村 西 作 雄 君
3 番 森 野 隆 君	4 番 西 澤 桂 一 君
5 番 村 田 定 君	6 番 伊 谷 正 昭 君
7 番 高 橋 正 夫 君	8 番 外 川 善 正 君
9 番 徳 田 文 治 君	10 番 吉 岡 忍ミ子 君
11 番 瀧 すみ江 君	12 番 竹 中 秀 夫 君
13 番 辰 己 保 君	14 番 河 村 善 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監	藤塚雅徳君
産業担当政策監	中村喜久夫君	福祉担当政策監	岡部得晴君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	まちづくり協働課長	西川傳和君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	建設・下水道課長	羽田順行君
福 祉 課 長	田中孝幸君	農 林 商 工 課 長	北川三津夫君
子ども支援課長	森 まゆみ君	健康推進課長	木村美紀君

事務局職員出席者

議会事務局長

徳田郁子

書

記

宮川佳衣奈

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

- 議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。9月定例会の初日であります。全議員が元気で定例会にご出席いただき、ありがとうございます。座って失礼します。
- 本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でマスク着用、一般質問につきましても自席での発言とさせていただきますので、ご了解ください。
- また、本日はクールビズの期間中ですので、本会議出席者は麻シャツおよびノーネクタイで出席していることを申し添えておきます。
- ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和2年9月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。
-

◎開議の宣告

- 議長（河村善一君） これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（河村善一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番 外川善正君、9番 徳田文治君を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（河村善一君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。
- お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの25日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月28日までの25日間に決定しました。
-

◎町長提案趣旨説明

○議長（河村善一君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） 皆様、おはようございます。令和2年9月議会開会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関してでございますが、6月議会以降、再び全国的に感染拡大の兆候が見られ、愛荘町内でもこれまで2名の方の感染が確認されました。7月以降の感染拡大は、足元で減少傾向に転じているものの、住民の皆様には引き続き、密閉・密集・密接の3つの「密」を避け、一人ひとりが徹底した感染症対策を講じていただけるようお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染症に起因する偏見や差別などがあってはなりません。県や町が提供する正しい情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとっていただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

さて、町においては新型コロナウイルス感染症により影響を受けた世帯への支援、町内経済の下支え等のため、事業費ベースで総額7億円にわたる総合的な経済対策を実施しています。対策パッケージに関しては、関連予算を先の6月議会を含め全会一致でご議決をいただき、議員の皆様のご強い後押しのもと進めているところです。

一方で、社会経済活動の活性化や今後の感染症流行状況を見据えた追加的な取り組みを行っていくことも必要です。本定例会におきましては、町独自の緊急対策第3弾として、補正予算案を会期中に追加提案させていただき予定をしております。現在、精査を行っているところですが、その一端につき申し上げますと、特別定額給付金の支給対象外となった新生児への支援を行ってまいりたいと考えております。

その他にも、今後到来する季節性インフルエンザの流行期に発熱等の症状を訴える方が大幅に増え、検査や医療の需要が急増することを防ぐためのインフルエンザ予防接種の補助の実施、中小企業支援補助金の拡充等について検討をしているところです。

また、これから本格的な台風シーズンを迎えますが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、避難所の運営はこれまでと違った配慮や対応が必要となります。町においても避難所の運営に関する職員研修などを既に開催し、住民の皆様の安全・安心の確保に向けて職員一丸となって引き続き取り組んでいるところです。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

とするものです。

次に議案第48号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、475万円を追加し、総額17億9,218万9,000円とするものです。

次に議案第49号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、2,046万4,000円を追加し、総額14億9,597万5,000円とするものです。

議案第50号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出として15万5,000円の追加をお願いするものです。

次に、組合会計ならびに愛荘町一般会計等歳入歳出決算認定案件7件でございます。

議案第51号 令和元年度滋賀県市町村交通災害共済組合会計の決算の認定についてでございますが、歳入総額4億6,319万5,920円となり、歳出総額4億5,484万1,115円で、歳入歳出差引残額は835万4,805円でございます。なお、歳入歳出差引残金につきましては、令和2年4月1日に事業承継団体である滋賀県市町会に引き継がれたものでございます。

次に議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入総額91億1,178万2,000円、対前年度9億6,808万3,000円の減、9.6%の減となり、歳出総額87億7,975万3,000円、対前年度8億7,360万1,000円の減、9.0%の減で、歳入歳出差引残額は3億3,202万9,000円でございます。

議案第53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入歳出総額とも9,000円であり、歳入歳出差引残額はございません。

議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入総額18億4,050万6,000円、歳出総額18億1,722万1,000円、歳入歳出差引残額2,328万5,000円でございます。

議案第55号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入総額1億8,525万9,000円、歳出総額1億8,442万7,000円、歳入歳出差引残額83万2,000円でございます。

議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、歳入総額14億8,160万6,000円、歳出総額14億6,167万1,000円、歳入歳出差引残額1,993万5,000円でございます。

議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

は、収益的収入総額 11 億 6,056 万 6,000 円、収益的支出総額 10 億 5,431 万 7,000 円、資本的収入総額 5 億 2,634 万 2,000 円、資本的支出総額 8 億 587 万 4,000 円でございます。

以上の案件を、令和 2 年 9 月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 日程第 4 一般質問を行います。

今期定例会は、9 名の一般質問通告があり、本日は 7 名の一般質問を行います。

それでは順次発言を許します。

◇ 村西作雄君

○議長（河村善一君） 2 番、村西作雄君。

○2 番（村西作雄君） 2 番、村西作雄です。私は、今 9 月定例会におきまして、1 つ目に庁舎等のあり方検討委員会からの答申を受けて、2 つ目にあいしょうエール商品券に関して、この 2 点について一問一答で質問をさせていただきます。

まず、「庁舎等のあり方検討員委員会からの答申を受けて」であります。

昨年 3 月、町公共施設（建物）個別施設計画が策定され、「長寿命化、集約化、多機能化等により、必要な施設を残しつつ、コスト削減を図る」との基本目標のもと、町内 72 施設の集約化・多機能化・譲渡・除却などの方針が示されました。その中で、両庁舎は当面、長寿命化を進め、2026 年までに方針を決定するとされていきました。

当時からすると、7 年後までに両庁舎のあり方を決定すると計画された内容が、昨年 9 月一般質問の町長答弁では、「庁舎を一本化すると、住民の来庁時にすべての課があるのでワンストップで済むが、現状ではすべての経営資源や人員が分割され非効率。年間億を超える維持・運営コストの削減。打ち合わせや書類の受け渡し、会議等々の移動だけで相当数の貴重な職員の勤務時間の浪費。ガソリン代も無駄にかかり、事故を起こす危険性も高まる」などと、秦荘地域住民から見て役場が遠くなることのデメリットを無視し、住民目線に立たない、役場だけの都合を第一義とした理由により、この計画はいとも簡単に前倒しされました。

そして同計画で、2022 年までに検討するとされていた保健センターや公民館のあり

方と同列で検討するという「庁舎等あり方検討委員会」が本年2月に立ち上がりました。

また、以前に他議員からも指摘がありましたが、検討委員会メンバーの公募委員は、高齢者が応募できない年齢制限を課したうえに、2名と他の委員会から見ても極端に少なく、町が真に町民の生の声を聞く姿勢も感じない中で募集され、結果1名の応募しかなく、慌てて人材バンク登録者から直接1名を指名し、また、初会合の第1回検討委員会では、委員の中から、メンバーは男性委員ばかり12名で女性が1人も入っていない中で、女性の視点からの意見が聞けず、町が積極的に進めている男女共同参画社会の実現に逆行しているのではないかと指摘を受け、慌てて2回目の検討委員会から女性委員1名を、これも人材バンク登録者から直接追加指名し、繕った状況での発足となりました。

さて、庁舎等あり方検討委員会は、本年2月から延べ6回にわたり協議を重ねていただき、先月、町長へ答申をいただきました。この答申までに、具体の方針案の意見募集、いわゆるパブリックコメントを住民から募集されましたが、その周知チラシが配布されたのが、7月7日に区長宅に届く町広報お知らせ版への挟み込みでありました。自治会によっては、月末に一括配布されているところもあり、意見締切が7月16日では、意見が出せなかったと何人もの方から聞きました。町ホームページや防災無線での周知も結構ですが、やはり重要案件は余裕をもってペーパーですべきと考えます。

次に答申の内容ですが、行政機能の配置の最適化に向けた具体の方針案として、1つ目に、秦荘庁舎は現在のすべての課を愛知川庁舎に移し、現庁舎を支所とする。また、愛知川庁舎は本庁舎とする。2つ目に、ラポール秦荘いきいきセンターは、愛の郷の機能を取り込み、町総合福祉センターとして地域福祉の拠点とする。また、愛の郷は複合機能を有する施設および避難所として活用する。3つ目に、両保健センターの名称は廃止する。また、建物は庁舎として一体的に管理し、健診や相談業務だけでなく広く会議室として有効活用する。4つ目に、愛知川公民館および町民センターの建物は解体し、これらで開催されていた事業はハーティーセンター秦荘・ゆめまちテラスえちを中心に展開する。5つ目に、旧愛知川警部交番は解体し、庁舎の駐車場として利用する。との内容が主なものであります。

さて、大きくこれら5点からなる今回の答申の問題点・課題についての考えを求めておきます。

現在、秦荘庁舎には、秦荘サービス室のほか農林商工課、建設・下水道課、生涯学習

課、教育振興課のほか教育長室があります。秦荘サービス室を除くこれらのフロアスペースを愛知川庁舎に持っていかうとすると、いくら愛知川保健センターを庁舎や会議室に転用するとしても、愛知川庁舎の会議室面積が極端に少なくなるか、なくなると考えます。すなわち、現在でも余裕のない愛知川庁舎の課配置の中で、これからの会計年度任用職員の増やコロナ禍による事務所内のゆとり配置を配慮すると、住民とのプライバシーにかかる相談部屋としてや、課内部打ち合わせ用に使い勝手がよかつたいくつもの小会議室がなくなってしまう、役場全課は収まったけれど、会議室が少なく、あるいは全くなくなり、役場本庁舎としての体をなさなくなってしまうのではないかと危惧するところです。

また、そのことにより愛知川庁舎敷地への庁舎増築や、旧愛知川警部交番跡地に不足スペース分の庁舎を新築するといった論議に発展するとしたら、経費削減のための町施設の集約化が本末転倒になりかねませんし、そうしたことは住民の理解が得られないと私は考えています。

現秦荘庁舎でのサービス室を除いた配置各課の占有面積と、絶対転用できない現愛知川庁舎の大会議室・職員食堂・3階の議会関係会議室を除いた会議室の数と合計面積はどのくらいになるのか、担当課長にお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

秦荘庁舎のサービス室を除いた配置各課の占有面積については約 473 m²、愛知川庁舎の大会議室・食堂・議会関係を除いた会議室の数と合計面積については、8室で約 353 m²となっております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今ほどお答えいただきましたが、私の危惧していたとおりでございます。秦荘庁舎の今の使っているスペースを愛知川庁舎へ持っていても、約 100 m²余り、愛知川庁舎の会議室を潰しても入れないというような状況、これでは庁舎の一本化についてはなかなか難しいのではないかなと思います。

ましてや愛知川庁舎1階、情報公開コーナー、これも愛知川庁舎の余裕面積 353 m²に入っていると思うのですが、このところについては選挙事務で期日前投票の場所にするとか、そういったことで残しておかないといけない場所であるとも思うのです。

今回、秦荘庁舎の事務を全部こちらへ持っていても入りきれないということが明らか

かになったわけですが、これについて町長はどのような考えをお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

先般8月5日に愛荘町庁舎等のあり方検討委員会から答申をいただいた具体的方針案では、現在の愛知川保健センターを庁舎と一体管理して活用する方針案が示されています。今後、レイアウト等工夫しながら、経費は最小限に抑えつつ、スペース確保ができるかも含め詰めていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今回の答弁では、愛知川保健センターを事務所にも一部転用するので、基本に増築というものは全くしなくても入っていけるというようなお考えですか、再度お聞きします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどご答弁を申し上げました。様々検討していくこともございますが、この保健センター一体として活用をしてみたいです。また、とともにレイアウト等を検討していく、また工夫をしていくという必要がございます。その中でどのようなスペースがより必要な部分、またございますので、こういう必要な部分に関しては確保をしてみたい必要があると存じます。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私は、保健センターを事務所の一部改良すれば、増築をしなくてもいいというお考えですかという質問をしているのです。それについて明確な答弁をいただけてないと思うのですが、お願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） あくまで必要なレイアウト等々を様々に検討していかねばならない、それが第一段階でございます。とともに、必要な機能を行政としてしっかりと確保するということが大事であるというように存じております。

○議長（河村善一君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時28分

再開 午前9時29分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどもお答えをさせていただいておりますが、今後、庁舎等として必要となる面積を精査をし、各課の配置・レイアウトなど工夫しつつ、仮に増改築が必要となったとしても、できる限り必要最小限の増改築の設計を行って、費用の抑制を行ってまいりたいと存じます。

増改築の面積や費用は、実行計画の中でお示しをしていきたいと考えております。現在この庁舎ができて約 30 年でございます。コンクリート等々を含めても、この庁舎がまだこれから 30 年ほどはしっかりと使える庁舎でもございます。その点におきましては、これからもより行政としての持続可能性ということを引き続き確保していくということからも、しっかりと行政サービスを提供していく行政として確保しなければならぬスペースは、確保していく必要がやはりあるというように考えております。

○議長（河村善一君） 2 番、村西君。

○2 番（村西作雄君） 仮にの話ですけど、必要となれば増改築もやむ無しではないか、それも経費をできるだけ節減してというようなお話だったと思います。

昨年 9 月の一般質問の町長答弁では、庁舎を統合しても新たな大きな建物をつくりたいとは思っていない。今、建物のタイプや使われていない会議室等を何とか工夫して、皆で融通をきかせて、適正な規模でやっていきたいというような答弁をされております。これについてしっかりと心に刻んでいただいて、増築をするという助言については、できるだけ進めないという方向で考えていただきたいと思います。私は思います。

次に、両保健センターの名称の廃止の問題です。保健センターがなくなると、住民への保健指導や健康管理を中心とする、本来の保健事業の推進活動拠点が希薄になり、住民が役場まで出向いて事務的な環境の中で、かついろんな課の職員がずらっと並んでいるフロアで、心を許して果たして健康にかかる相談ができるか疑わしいところです。現に昨年 4 月から保健センターにいた健康推進課が役場フロアに移動され、担当課長は、介護や子育ても含め連携した住民対応ができるとメリットを強調されていますが、住民からは、役場の中では健康・栄養・介護などの相談がしにくいというような不満を聞いています。

県下のどの市町を見ても、「保健センター」がないまちはほとんどありません。センタ

一をなくすことは、内外に対し町民への健康維持・増進に取り組む町の姿勢が疑われるゆゆしき問題と考えていますが、町長は答申どおりで、保健センターをなくしても問題ないとの見解ですか、お伺いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 先般、愛荘町庁舎等のあり方検討委員会から答申のありました具体的の方針案では、まず、保健センターの健診業務等は、引き続き健康推進課で実施するとされています。これは、保健センター機能を維持することであり、なくすものではないと理解をしております。

保健センター機能は、住民の皆さんの健康増進を図っていくうえで、必要不可欠であると考えております。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私は、答申では保健センターの名称は廃止するという答申が出たと言っているのですよ。何も具体的の方針のことを説明してもらおうとは思っていません。だから、私は心配して、保健センターをなくしても町長は問題ないのですね、「愛荘町保健センター」というものがなくなってもいいのですねというふうに聞いているのです。その答弁をいただいてないです。機能のことは言ってないです。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問が「建物」ということであるのかというふうにも存じましたけれども、「名称」ということで特にその部分をお気になさってらっしゃるということなんだと存じますけれども、今回の検討委員会の中では、あくまで名称をはずすということをご答申はいただいております。このハード面の部分に関しましては、一体的にということをお先ほど申し上げました。この保健センター、機能としてもしっかりと持たねばならない、また住民の皆様にはやはりわかりやすくお伝えをしていく、明示をしていく必要があるというふうには存じております。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 答申で、両保健センターの名称は廃止する、愛荘町保健センターはなくすという答申が出ているのですよ。機能のことは何も言ってないですよ。

ですから、子どもたちが乳幼児健診へ行く時、お母ちゃんが愛荘町保健センターへ健診に行ってきますというのが普通なんです。例えば乳幼児健診とか、愛知川保健センターを事務所に転用するとしたら、どこでするのですか、それを再度お聞きしておきま

す。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほども申しあげましたように、レイアウト等々に関しましての検討がこれから進められてまいります。また進めてまいります。

その中で、住民の皆さんにわかりやすくしていくということは大変重要でございますので、何が普通であるということに関しましては、その時々レイアウト、かつ住民の皆様がご理解しやすくしていくということが求められていると存じます。また、そのようにしてまいります。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 再度お聞きします。「愛荘町保健センター」という名称をなくすことについて、町長は是か非か、答申どおりでいいのか、それはちょっと困ると思われるのか、どちらか、イエス・ノーで教えてください。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 「愛荘町保健センター」という名前はないのです。愛知川保健センター・秦荘保健センターという名前でございます。これが現在のところ建物に掲げられているということでございますので、現在までのところ「愛荘町保健センター」というところは名称としても存在しておりませんが、先ほどもお伝えをさせていただきましたように、住民の皆さんがその機能も含めてわかりやすくお使いいただく時に、ここだなというようには明示をしていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 愛知川保健センターにいろんな課が入って健診ができなくなるとすると、乳幼児健診、大人の健診も然りですけれども、役場の中の会議室を使って、乳幼児健診をする、一般健診をする、そういったことになるのかなと私は想像します。そういった中で、役場の会議室で乳幼児健診をする、鳴き声がギャーギャーする、果たしてそれが愛荘町の保健政策としていいのかなということです。

私はやはり愛荘町は、愛知川保健センターに今なっているかどうか知りませんが、愛知川保健センターとして独立していろんな健診ができる、そういったことをしていかないと、いくらコンサルのを入れようと、検討するとおっしゃっても、役場のどこかで健診をしないとあかんのですよ。そんなこと現実に、乳幼児健診なんてできませんよ、これ。全国知事会では、新聞に載っていたのですが、3月から9月、コロナ感染

が広がり、保健所業務が大幅に増加した、電話もつながらない。クラスター発生時には職員の負担も増えて、保健所の強化をすべきという要望が出ています。やはり愛荘町も彦根保健所と愛荘町保健センターと連携を取って、このコロナ禍の対応をすべきだと思いますので、答申どおり、私は愛荘町愛知川保健センターを廃止して、「健診にどこへ行くのか」と言ったら、「愛荘の役場のどこか会議室へ行ってきました」では、これはやはり愛荘町の保健施策としていかなものかなというふうには感じていますので、もうあえてくどく言いませんけれども、答申をそのまま愛知川の保健センターを会議室に転用できるように答申をいただいたのであれば、それはちょっと考えていかないと、やはり愛荘町の保健センターとしてしっかりと根をおろして、地域の住民に、愛荘町の保健の関係はすべてここで受け止めるという気持ちを内外に示すべきであると思っております。

次に、東部防災センターの検討結果であります。本計画は、平成30年度に約170万円をかけて、けんこうプール駐車場敷地に建築すべく、設計業務を町長が委託したことから始まります。

翌令和元年度には、資材高騰のため建築の予算化を見送られた中で、本年3月の予算委員会での私の質問に対し、町長は「東部防災センターは、現在検討いただいている庁舎のあり方検討委員会で、既存の町施設の統廃合の議論を踏まえ、具体的方針を決定していきたい」と答弁されています。

今回の答申を受けて、東部防災センターは既存のどの施設に、どのような規模・内容で設置すべきとお考えか、町長に答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町庁舎等のあり方検討委員会から、秦荘庁舎を総合的なサービス窓口や会議室・相談室・文書庫・防災倉庫などの必要なスペースを確保して一部利用するとの答申をいただきました。防災倉庫について、答申内容を踏まえ、町としての方針をこれから取りまとめる中で、設置場所、規模や内容等を詰めてまいりたいと存じます。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） あり方検討委員会から、秦荘庁舎を防災倉庫・防災センターとしての位置づけもしたらどうかという答申をいただいたと。その中で、防災倉庫については、設置場所、規模、内容について詰めてまいると。設置場所は秦荘庁舎の一角という考えではないのですか。これも答申はそういうふうになっているのですが、まだ検

討されるのですか、設置場所は。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） これから、先ほど答弁させていただいておりますけれども、大きな方針をこれから取りまとめるというところがございますので、その中で検討を深めていくというところがございます。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 最後に、今回の答申の町民への説明と理解であります。保健センターをなくすことや、旧秦荘地域住民からすると秦荘分庁舎がなくなり支所機能のみとなること、また旧愛知川地域住民からすると、慣れ親しんだ愛知川公民館が解体され、ハーティーセンターに集約されること、この3点の答申内容を本当に実行するとしたら、これは住民生活に直結する大きな問題です。

私は、今回の答申については、住民と膝をつき合わせた議論を踏まえ、その結果をもとに実行すべきと考えており、住民の一定理解のうえで財源と照らし合わせ、5年から10年計画ぐらいの長いピッチで計画的に進めていくものと考えています。「庁舎の一本化はできたけれど、あとの計画はお金がないので今後検討します」では、住民に説明もつきません。

そこで、答申内容に基づく住民説明会を開催し、住民の理解を求めるとともに、(仮称)行政機能再配置実施計画を策定し、年次の実施計画を町民に示すことも重要と考えますが、町長に思いをお聞きします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回、愛荘町庁舎等のあり方検討委員会において、「将来世代に負担を先送りしない」という強い思いのもと、熱心にご議論いただき、取りまとめたいただいた答申であります。込めていた未来に向けての視点や責任、その思いを十分尊重しながら、町としての方針を早急に作成をし、住民説明会で具体的にしっかりと説明していく必要があると考えております。

次に、実施計画についてであります。検討委員会の答申を尊重したうえで、町としての方針を作成し、個別施設計画に定める実施計画書を順次作成して進めていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私は、今回の答申内容、この答申が出たので、皆さん、できる

だけこの答申に向けてやっていきたいと思うので、協力願うということはもちろんですが、個別の施設計画の実施計画は言っていないのですよ。要するに、何年に庁舎を一本化はしていく、そしてその次に愛知川公民館を除却する、それが何年です、そしてそのあくる年にはこうしますと、こういう答申の内容に踏まえた個別ではなくて、施設全体の実行計画・実施計画を町民に示してもらわないとだめだというふうに言っていますので、その点再度確認しておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどもご意見をいただいておりますが、住民の皆さんにしっかりとご安心をいただくということ、これは当然のことでございますので、全体の部分も含めて住民の皆様には住民説明会等々でご報告をしまいたいと存じます。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それでは、次に2問目の「あいしょうエール商品券に関して」、ご質問します。

私は、去る6月定例議会の一般質問において、コロナ禍にかかる地元商店、とりわけ飲食店や料理店の売り上げが激減していることに鑑み、町民が地元で買い物をし、町が生き生きする運動「じもがいうんどう」の展開を町主導だと訴えました。

町ではこれに呼応し、6月補正において約6,900万円の増額補正により、「あいしょうエール商品券」いわゆる1万円で1万3,000円分使えるプレミアム商品券（1,000円券13枚つづり）を先月から発行のうえ、1世帯当たり2冊まで購入可能とし、うち8,000円分は中小取扱店専用で、私の言う「じもがいうんどう」を考慮いただいたものと理解しています。先月3日には、町内全世帯8,100戸余りに引換券が郵送され、9月末日を引き換え期限として、町内大手スーパーや町施設9か所で、引換券持参のうえ現金と商品券との引き換え業務がなされています。

ここで、担当課長にお尋ねします。引換券とともに送付された取扱店リストには、共通券5,000円分の取扱店として、町内に各2店舗を有するスーパーとホームセンターの全国チェーン2社4店舗のみで、他の全国チェーンの町内ドラッグ2社2店舗と衣料品チェーン、秦荘地域の酒小売チェーン店各1店舗は中小取扱店となっています。

この区分については、店舗面積が1,000㎡以上で線引きされたとのことですが、地元商店の活性化が本事業の大きな目的であれば、これらのチェーン店4店舗は中小取扱店ではなく共通券グループにし、できるだけ地元商店での購入枠を増やすべきでなかった

と思いますが、課長の考えを求めておきます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） お答えします。

あいしょうエール商品券事業を実施していくうえで、地元事業者のご理解とご協力が不可欠であります。今回の共通券・中小取扱店の額面割合、および大規模店舗と中小取扱店の振り分け等を含め、事業実施にあたっては、愛荘町商工会と協議のうえ、ご意見を尊重し方針等を決定しております。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私が一番心配しているのは、このチラシにもあります、エール商品券が購入できるのが登録店、過去最多というふうにならなうたっててくれます。見てみますと、中小取扱店というのは、99件登録されています。そのうち4件が大手、ドラッグ2社については東証1部の上場会社ですよ。そんな会社が中小取扱店として入っている。

これは全部、課長は町の商工会と協議して、商工会の意見を尊重してというような答弁をいただきましたけど、私は中小の地元の事業主を活性化させるということが本来のこの発行の基本目的であれば、当然、町からそんな、商工会がドラッグ2社の大手さんも入った中でも中小店として扱うということ、これは外してもらって、もっともっと中小専用券は地元で使ってもらう、地元の事業主さんだけに使ってもらおうというような意見が出せなかったのかなというふうに、甚だ残念でたまりません。

99件の中小取扱店、95対4ですよ。けど、それまたあとで公表もいただけるとは思いますけども、本当に地元へ落ちたお金がこの95対4から見ると、この4店で2割・3割に変わってってしまうのではないかと、行ってしまうのではないかと私は危惧しているのです。

ですから、商工会の意見を尊重してこの4店も中小券に入れたということ自体が、私はもっともっと町の主導を発揮して、この4店については共通券のみにして、中小券は本当に町内のがんばっておられる料理店、美容室、そして菓子店、いろんな業種がありますけども、こういった方に恩恵を被ってもらえるような指導ができなかったのか、再度その点を課長にお聞きします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） お答えします。

今回の商品券事業につきましては、経営にダメージを受けた町内の中小事業者におい

て、より多く利用していただくべきであるというふうに思います。普段の買い物等の消費者のニーズに合わせて、大小店舗であるとか、ほかの店舗に合わせて、住民の普段の買い物にも利用しつつ、地元の中小取扱店での利用を促すということで、より多くの商品券を使っていただき、中小の事業者でも使っていただくというようなものと考えております。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 課長にこれを責めても仕方がないと思うのですが、本当にもっと、私が残念なのは、町がこのお金を全部出しているのですよ。4,900万円出して、全体では6,900万円予算を見て出しているのです。

そんな中で地元の商店を活性化させたいという本来の趣旨、一緒ですよ、あなたと私も。そうなら、この4店だけはやっぱり外してくれないと、地元にお金をもっと落としたい、町のお金だからというのをもっともっと大きな声で言ってほしかったと思います。

次に、8月末現在における引き換え者数と引き換え冊数、1世帯当たりの引き換え平均冊数、さらには全世帯に対する引き換え率は、いかほどと把握しているか、お尋ねします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） お答えします。

8月末現在における引き換え者数は3,140名であり、最新の引き換え冊数は6,034冊となっております。さらに1世帯当たりの引き換え平均冊数につきましては、約1.9冊でございます。また、全世帯に対する引き換え率、約38%となっております。以上です。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今回のエール商品券は1世帯最大2冊、1万6,200冊余り準備されていると思いますが、今年9月末にどれだけの冊数がでるかは、なかなか難しいと思います。このことについて、7月の議会全員協議会の席上、課長は、売れ残った場合再販する、いわゆる1世帯2冊にこだわらず販売すると答弁されました。

ここで再度、課長に伺います。再販の場合は、いつまでを期限として、また、世帯当たりの限度額は設けるのか否かについて、お尋ねします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） お答えします。

商品券の交換期限を9月末までとしており、駆け込み需要も想定されることから、具

体的な再販の方針については、販売状況を見守りつつ、検討を行う予定であります。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） いずれにしても、1世帯2冊までとしていたルールが、地元商店の応援もさることながら、結果的に経済的に余裕のある世帯にさらにプレミアム分がプラスとなって、実態として経済的に余裕のない人には手元に引換券があっても交換できず、1冊3,000円分の町からのプレミアムの恩恵にもあずかれないことになるのではないかと私は危惧しています。

昨年10月からの消費増税に関し、政府は住民税非課税者や3歳半未満の乳幼児子育て世帯に対し、最大2万円で5,000円のプレミアムの付いたプレミアム付商品券を各市町ごとに発行させましたが、全国的にも申請率が3～4割と伸び悩み、本町でも昨年11月の全協では、10月末で37.7%の申請率にとどまっているとの報告を受けています。消費喚起を狙った政府のこの施策で、申請率があまりにも低かった最大の要因は、購入資金を準備しなくてはならず、負担感が大きかったのが第一の問題とされています。

政府のこの愚策を教訓にするならば、またぞろプロミアム商品券ではなく、近隣市町（東近江市・近江八幡市・多賀町）で実施しようとされている市町民全員や全世帯への無料クーポン券の支給の方が、同額の予算を使い、全戸にその恩恵が行き渡ると考えます。具体的には、本町でもこの予算で1世帯当たり6,000円の「じもがいクーポン」が、町内8,100戸余りに使ってもらえるということになります。

東近江市では、「市内事業者売上回復支援事業」として、市内すべての世帯に5,000円分の無償チケットを配付し、事業者には換金時に10%を上乗せします。近江八幡市では、「コロナに負けるな！おうみはちまん じもと応援クーポン事業」として、全市民に対し一人当たり3,000円分の無償クーポン券を配布し、1,000円以上の買い物に対し500円券1枚使用可能とされています。これにより、一人当たり6,000円と、額面の2倍の経済効果が見込めます。

逆に、本町のエール商品券のように、お金を出してプレミアム商品券を買うシステムは、このような予算をすべて消化する方針を取ると、経済的に余裕のない人は、町の施策の恩恵にあずかれず、反対に余裕のある人がより太っていく。逆に、後段の東近江市や近江八幡市のように、全世帯や全住民に無料クーポン券を配り、市内事業者だけで消費してもらうシステムは、全市民・町民がお金を出さず恩恵を受けられ、地元商店のみにお金が循環する施策であります。

ただ、経済効果としては、現在のシステムは購入者が1冊1万円の手出しをされますので、町全体で2億1,000万円の消費が生まれ、無料クーポンの場合はその効果は4分の1、近江八幡方式にすると2分の1になります。

いずれにしても、5,000円分の共通券や8,000円分の専用券が大手企業に流れるのを極力抑え、地元商店で消費してほしいとの願いは、町長も同じだと思います。エール商品券事業は、総額6,900万円をかけた地域経済策です。ここで、無料クーポン方式でなく、本システムを採用した理由を町長に伺います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど他市町の事業のことを縷々紹介をいただきました。本事業につきましても、実施にあたっての内容、目指す効果を含め、議会全員協議会等々でご説明、ご質問をいただき、6月議会において村西議員を含め全会一致でご議決いただいたうえでの事業実施であることは、ご認識をいただいていると存じますが、あいしゅうエール商品券事業は、コロナ禍で事業が困難な状況に置かれている地元の商店や事業者を支え、地域経済の維持と活性化を図ることを主目的としております。

商品券を採用した理由については、議員もお話いただいたとおり、無料クーポンより商品券の方が経済効果が大きいと判断したため、商品券を採用したものであります。

○議長（河村善一君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 結局、さっきも言いましたとおり、お金がない、その1万円で1万3,000円の商品券が買えない、1万円も出せないという人は、町の恩恵を受けられない状態なんです。町長は、若くして年間1,500万円を超える所得を昨年得ておられます。厚遇の方に1万円や2万円は簡単やないかという話だと思うのですが、やはり庶民のためになって、無料で全員が受けられる、そういう商品券事業にした方がよかったですのではないかなと私は思います。

最後にですけど、来年3月に地元商店での消費額や業種別内訳、さらには大手企業との使用割合、購入されなかった世帯の割合、再販した冊数、無料クーポン方式との比較等々いろんな検証・総括を行い、今後の地元商店の活性化につなげていくべきだと考えますが、その検証・総括結果の公表について町長に求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） まず、前半に関しましても少しお答えをさせていただきたいと存じますが、様々1万円の用意が困難であるということ、この部分をどうしておるのか

ということですが、この愛荘町といたしましては、議会の先生方にお認めをいただきました。コロナ禍において住民の皆様の暮らしを守るために、特別定額給付金 10 万円に町独自の措置として 1 万円の上乗せの給付をいたしております。その他にも生活資金や家賃に対する給付金の追加給付などは行っておりますことは、先生もご承知のとおりだと存じます。

本事業は、地方創生臨時交付金を財源として実施しております。その点からも、国に対して事業の効果検証の実施を求められています。この検証結果につきましては、追って議会にもご報告してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 以上で村西君の一般質問は終わりました。

○議長（河村善一君） ここで暫時休憩といたします。再開を 10 時 20 分といたします。

休憩 午前 10 時 04 分

再開 午前 10 時 20 分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

◇ 村田 定君

○議長（河村善一君） 5 番、村田 定君。

○5 番（村田 定君） 5 番、村田 定です。一般質問を行います。一問一答でお願いします。2 項目についてお尋ねをします。

まず、1 点目です。避難所での新型コロナウイルス感染防止対策についてお尋ねをいたします。

本格的な台風シーズンを迎え、また、過去に経験したことのない大雨やいつ起こるか分からない地震など、災害の恐れは常にあります。しかしながら、現在のコロナ禍において災害が発生した時の避難所運営については、感染防止対策への配慮という、今までに経験をしたことがない対応が必要と考えられます。そこで、避難所開設の留意事項についてお尋ねいたします。

1 点目、1 人当たり概ね 3 m²として収容人数を設定する、避難者同士の距離を 2 m 以上開け、必要に応じて間仕切りやテントなどで区画を設けるなどの一定の基準があると

思いますが、当町の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　お答え申し上げます。

コロナ環境下における避難所運営にあたっては、現在、滋賀県において「新型コロナウイルス感染症対策のための避難所運営ガイドライン」を策定しており、当町においてもこのガイドラインに準じ、適切な避難所運営に向けた取り組みを実施しております。

具体的には、町において新たに策定した感染症予防を踏まえた避難所開設・運営指針に基づき、各避難所における1人3㎡を確保できる受入可能人数の精査、発熱等の症状のある方の専用スペースの確保等を行うこととしているほか、段ボールベッドや間仕切り、消毒液や非接触型体温計を含めた感染症対策物品の整備を実施しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君）　　5、村田君。

○5番（村田 定君）　　県の調査によりますと、過密状態を避けるため避難所の収容人数は大幅に減る見込みだが、約6割の市町が新たな避難場所の確保が難しいと回答されています。当町は確保できているのか。避難所は町内で何か所確保できているのか。指定避難所の収容人数は、全体の何割・何名ぐらい見ておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　お答え申し上げます。

当町における新たな避難所の確保について、お答え申し上げます。当町におきましても、現段階では他の市町同様、収容人数の確保、また人員配置等、新たな避難所の設置は困難と考えておりますけれども、感染症対策を踏まえると、やはり新規避難所の確保も必要であり、今後検討してまいりたいと考えております。

また、避難所は町内で何か所設置されているのかということについてでございますけれども、現在、町の施設としては小学校を含む9施設と、災害応援協定を締結している2施設となっております。

また、指定避難所の収容人数は何割を見ているのかという部分でございますけれども、国や県の指針では、感染防止のための避難者同士の距離を2m以上離すように求めているため、施設内のソーシャルディスタンスを確保した避難所の収容人数につきましては、通常収容人数の20%としております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、開設するときの受け入れ体制についてお尋ねします。

マスクの着用・検温・消毒液などの対応について、また、3密を回避するための必要なスペースを確保するための対応についてのマニュアルや訓練など実際に実践的な研修が必要と考えますが、具体的な取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

感染症対策を講じた適切な避難所運営が実施できるよう、7月末に県が主催した避難所運営実施研修兼訓練に、当町より2名の職員を派遣をいたしました。

同訓練におきましては、感染症対策の知識共有に加え、受付の設営、検温の徹底、健康状態の把握、専用スペースの確保、体調不良者の対応、避難者誘導等の訓練を実践いたしました。

また、当町におきましても8月31日に職員を対象に避難所運営に関する研修を実施し、災害時における迅速かつ適切な対応能力の確保に努めているところでございます。

さらに、自治会に向けた出前講座等の場を活用し、町民向けに周知してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） これも県の調査ですけれども、災害時に多くの人が集まる避難所での新型コロナウイルス感染を防ぐために、各市町が避難所運営の見直しを進めておられます。現在、19市町のうち7市町が新型コロナウイルスの感染対策を踏まえた暫定マニュアルを設定していますが、当町の対応についてお尋ねします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

当町における感染症対策を踏まえた暫定マニュアルの策定状況ということでございますけれども、先ほども触れさせていただきましたけれども、当町におきましては、「愛荘町の新型コロナウイルス等感染症予防を踏まえた避難所開設運営指針」を5月に策定をしておきまして、避難所開設運営にこの指針を活用することで、避難所内での感染対策を徹底することになります。

この指針の基本的な考え方につきましては、大きく5つございまして、まず1つ目には「避難所内での3密を回避」、また2つ目には「避難所内での衛生管理および避難所の

健康管理の実施」、また3つ目には「避難所スペースの確保」、そして4つ目に「避難者自身による感染予防・感染拡大防止の理解と協力」、5つ目には「感染が疑われる避難者への適切な対応」ということでございます。

これらの考え方に基づく開設運営方針を策定しております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 避難所で感染防止に役立つ資材は何か、また備蓄状況は把握されているか、当町の備蓄は十分かということについて、お尋ねします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

避難所に役立つ資機材また備蓄状況についてでございますけれども、まず避難所に役立つ資機材といたしましては、運営していくための資機材として非接触型体温計、またパーティション、間仕切り、段ボールベッド、サーキュレーター、足ふみ式ごみ箱等でございます。また、避難所運営の衛生用品の確保といたしましては、液体の石けん、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、そしてマスク、ゴーグル、防護服、手袋、フェイスシールド等と考えております。

また備蓄状況につきましては、現在、医療用マスク等入荷未定のものもございまして、資機材を含めた備蓄品につきましては、すべて把握をさせていただいております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 新聞報道によりますと、愛荘町は学校の校舎活用のほか、親せき宅などへの避難や、自宅2階への垂直避難を広報していきたいと報道されていますが、具体的な考え、また住民の皆様への周知・報告徹底をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

垂直避難の考え方についてでございますけれども、当町におきましては、急激な降雨や浸水により屋外での歩行者が危険な状態になった時、浸水による建物の倒壊の危険がない場合には、自宅を立ち退き避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではなく、自宅や隣接建物の2階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つことも選択肢として考えて

おります。

こちらにつきましては、避難に関する国の指導にもございまして、安全を確保するための行動の1つというふうにとらまえております。特に夜間の移動や道路が既に冠水している場合などは、避難所へ行くことがかえって危険な場合となり得ることから、必要に応じて親戚や知人の家に避難する「お知り合い避難」でありますとか、自宅にとどまり安全を確保する「在宅避難」、また自宅の2階や建物の高層階に移動する「垂直避難」を避難行動の1つとして考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。今の件ですが、住民の皆様にもそういったことを周知できるように、広報等で徹底をしていただきたいと思います。

次に、県は避難所として活用できるホテルや旅館計60施設、6月現在でございますけれども、リストアップしているが、民間宿泊施設の立地条件は、市町で隔たりがあります。当町の場合、該当する施設はあるのかについて、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

当町における民間宿泊施設の状況でございます。国におきましては、4月から5月、新型コロナウイルス感染防止対策として、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、ホテルや旅館などの活用を検討するよう通知がなされたところでございます。また、現在では県によって避難所として活用できる宿泊施設のリスト化を行いまして、災害発生時に迅速に対応できるよう進めていただいております。

この施設につきましては、市町が開設する避難所が満員になった場合、個室やロビーなどを避難所として利用できるようにするもので、避難所が直接ホテルへ行かれることを防ぐために、施設名は公表はされておられません。

7月16日現在で、県内約60施設から了承をいただいております。特に近隣では彦根市でありますとか東近江市に指定されることを聞いておりますが、当町におきましては、現段階では該当施設はございません。

なお、この災害時における宿泊施設等の提供に関する協定につきましては、今後、県・旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結される予定とお聞きをしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、コロナ禍での避難所開設の場合は、保健師による対応も含めた感染症対策を検討しておくことも必要と考えられますが、そのお考えについてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

発熱や強いだるさ等の新型コロナウイルス感染症を疑う商場がある場合には、避難所に来られる前に「帰国者・接触者相談センター」へ連絡していただくことを基本としております。もし、症状のある者がセンターに相談されず避難所に来られた場合は、感染症予防のための専用スペースでの避難を求めるなどの対応を予定しております。

いずれにせよ、感染拡大の防止のためには、平常・有事を問わず保健所との連絡・連携のもとでの衛生管理・健康管理が重要でありまして、先に述べた県ガイドラインおよび町指針に基づき、避難所運営を行ってまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 保健師の対応についてですけれども、健康状態や福祉的配慮の有無などに応じまして避難所を区別する、発熱者や体調不良者を隔離する部屋の確保はされておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

発熱者なり体調不良者を隔離する部屋の確保等のことですが、避難者への適切な対応といたしまして、感染が疑われる方が避難して来られた場合や、避難後に新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合につきましては、当該避難者を速やかに隔離したうえで、彦根保健所へ連絡をし、指示を仰ぐことを最優先と考えております。

また、受付時において感染が疑われる方が避難して来られた場合につきましては、一般避難者と違う動線で個室に誘導していただき、感染が疑われる方の隔離部屋につきましては、一般避難者からの距離を置く個室としまして、トイレ等は専用のものを使用することも考えております。隔離する部屋につきましては、各施設においては別の会議室や相談室、また研修室等を利用させていただき、小学校につきましては別棟であります学童保育所等を利用させていただきたいと考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。今回のコロナ禍での避難ということにつきましては、過去に経験したことのないことであります。緊張感をもってひとつ早めの対応をしていただくようお願いをしたいと思います。

次に、町長にお尋ねをいたします。避難所開設の場合、避難する住民の準備にも時間を要することから、避難指示については早めの避難を、空振り覚悟で出す必要があると考えますが、その対応について町長の見解を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

現在も台風10号が九州方面へ向けて北上をしておる状況でもございますけれども、住民の生命を守ることが何より大事なことであり、避難の必要がある場合は躊躇することなく、避難指示等を速やかに発令してまいる所存でございます。また、その前提といたしましてでございますが、住民の皆様には、避難そして命を守ることへの意識を、より高く現実的にお持ちをいただきたいと願っております。

例えば、各戸に配布済みの防災ガイドブックや、現在では世帯の保有率が約80%ともなったスマートフォンでもすぐ検索いただけるようにしている、お住いの地域の浸水想定や、最寄りの避難所の位置を確認いただくほか、避難指示の前から親戚・知人宅への事前の避難や垂直避難を行うなど、自分や大切な人を守る行動をとっていただけるように備えていただくことが大切であり、平時からの周知を行ってまいりたいと存じます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

今年の7月に九州で記録的な豪雨に見舞われたことは、まだ記憶に新しいわけでございます。その中で、災害時に行政が住民の取るべき行動を時系列でまとめたタイムラインをしっかりとつくっていたにもかかわらず、今回、そのタイムラインに対応できていたが、被害がでたということが報道されております。

そういったことで、先ほど申しました早めの避難指示というものを躊躇なく出していただきたい。例えば、警戒レベル4につきましては、避難勧告・避難指示というように2段階ございます。勧告・指示がわかりにくい。だから指示を一本化するようにということで、今、国も自治体への指導があると思いますけれども、その4の段階での勧告・指示について、十分に理解をしていただいて、適切な勧告を早めに出していただく、そ

ういったことが大切ではないかなと思います。

先ほども申しましたように、空振り覚悟でひとつ出していただくと。見逃しは絶対許されないと思いますので、強い決意を町長にもう一遍お聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 村田議員が本当に、皆様の命や生活をご心配してのご質問であるというようにも存じます。先ほどもご答弁申し上げたとおりでもございますけれども、しっかりと早め早め、またその状況をしっかりと適切に見極めたうえで、早めの避難指示等の発令はしっかりしていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） いつあるかわからない災難に、住民の命・暮らし・財産を守る意味でも、しっかりとした、緊張感を持った対応をお願いしたいと思います。

次に、洪水警報・注意報の県内発表基準変更について、お尋ねします。彦根地方気象台は、滋賀県内の気象情報・注意報の発表基準を、8月6日から一部変更されました。地域ごとの災害特性を反映させ、より正確な気象情報を発信する。今回は最新の大雨災害データを取り込み、「洪水警報・注意報」の発表基準となる「流域雨量指数」の算出方法が全国的に変更されました。

そのことを受け、県内でも全19市町の洪水警報・注意報の発表基準を変更する。大雨注意報については、最新の水害発生状況などから、愛荘町のみ発表基準が変えられました。県内19市町の中で、愛荘町のみ発表基準が変更されたということでございます。従来と比較してどのように基準が変わるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

各種警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定されており、随時見直しが行われております。今回、彦根気象台において、最新の大雨災害データの取り込み等を行った結果、滋賀県内の全市町の洪水警報・注意報、また、愛荘町の大雨注意報の基準が見直されました。

見直しの具体的な内容につきましては、技術的な内容が多数含まれておりますことから、詳細の説明につきましては差し控えさせていただきますが、今回の見直しによりまして、より正確な警報・注意報の発令が可能になったと認識をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

それでは、次に老人クラブの今後のあり方についてお尋ねいたします。加入者や会員数の減少、役員のなり手不足等、様々な問題を抱える老人クラブの今後のあり方についてお尋ねをいたします。

このままではクラブの活動や存続にとどまらず、地域における高齢者のつながりの希薄化や社会的孤立にまで問題が発展する恐れがあります。社会的孤立による高齢者の引きこもりが増えることも危惧されます。単位老人クラブを束ねる愛知川・秦荘老人クラブ連合会の今後のあり方について、お尋ねをいたします。

まず1点目、愛荘町の高齢化率は、現在何パーセントでしょうか。また、5年後・10年後の予測もあわせてお願いいたします。高齢者世帯が全世帯の占める割合についてもお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） それでは、お答えいたします。

今年の6月末時点での高齢化率は、22.4%でございます。また、町の人口ビジョンにおいて5年後の令和7年（2025年）は22.8%、10年後の令和12年（2030年）には23.1%と、緩やかではありますが、愛荘町にも高齢化が進んできております。

それと世帯の方ですが、高齢者世帯の割合については、平成27年国勢調査数値が直近のデータとなりますが、15.6%です。また、5年後等の推計等については行っておりませんので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 高齢化率については、今お話をいただきました。当町の場合、人口がどうなるのかということ、未来創生戦略にもはっきりと掲げられておりますが、人口が増える2035年・2045年に向けて、人口が当町は増えます。これは6町では愛荘町だけということで、まさに人口の将来推計、愛荘町未来創生戦略でも掲げられておられますが、これは国の総務省のデータでもはっきりとそのように出ております。

国のデータを見ますと、1～3万人のところは430ほどあるのですけれども、そのうち増加するのは21団体、0.5%を切ります。40%・50%人口減という、これは大半でございます。そういったことをしますと、当町の場合、そういうふうな人口増による、非常に活力があるまちとして見られるわけでございますけれども、やはりその中で問題視

されるのは、高齢化率の問題だと思います。高齢化によって生産者が減り、核家族化・高齢者世帯が増えるということが、非常に大きなこれからの問題ではないかと。

そういったことにおいて、先ほど高齢化率を数字で示されましたが、これは学区別によって大きく異なると思います。全体の数字でございしますが、学区別にまた違いますし、地域別にも全然この数字が違ってくると思います。そういったことの対応が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほど、地域ごとに格差が生じておるという点についてお話をさせていただきます。

今、学区別につきまして、新興住宅地がある学区につきましては、高齢化率の部分についてもある一定その影響を受けて、高齢化率という部分は上がってはいないという状況ではございますが、しかし、その新興住宅地がある中において、新興住宅地とまた旧の集落の部分との部分で、大きな格差が生じておるという現状でございます。

また、その中で小学校区別の部分で言いますと、中山間地域の部分につきましては、大きく高齢化率が今後伸びるといふ部分ですので、地域ごとに高齢化率という部分をしっかりと把握しながら対応していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） そのように高齢化が進む中で、老人クラブが果たす役割、これが大変大きなものだと思います。

それで次に、単位老人クラブの会員の減少、老ク連への役員のみなり手不足の問題を抱える等々、問題が多くあります。町としても老人クラブ活動事業としての補助金を出していますが、補助金を出すだけでなく、活動事業として積極的に支援・指導も必要と考えますが、現状についてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えいたします。

老人クラブは、会員皆さんの意思により自主的な活動を行う組織でございます。その中で、「健康・友愛・奉仕」の三大運動を柱に運営がなされております。今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響で、予定されていた事業の延期や中止など例年どおりの活動ができず、役員の方には大変ご苦労いただいているという状況でございます。

町としましては、愛知川・秦荘老人クラブ連合会を通じまして、単位老人クラブ等に
対し、短時間・少人数での事業の開催や、文書・電話等を用いて人の接触をできる限り
減らすなどの具体的な例をあげて、新しい生活様式に沿った老人クラブの活動を行って
いただけるよう助言をしている現状でございます。以上です。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今お答えいただきましたけれども、第4期愛荘町地域福祉計画、
これにつきましても高齢者の問題というのが大きくとらまえております。よく調査され
ておられます。特に8050問題、また地域共生社会、それから暮らしの重点施策、暮ら
しの課題の共有ということでも、住民主体のネットワークのトップに老人クラブを、こ
の施策ではあがっています。

そういったことで、この老人クラブの強化ということは大変行政にとっても必要だし、
このまちの将来を大きく担う、私が役目があるのではないかなと思います。そういった
ことで、圏域的の個別課題解決、これを老人クラブは自治会圏域としてとらまえておら
れる。そういったことで、非常に数字的には示されていますし、いろいろな問題点は提
起されておられますけれども、データだけで改善策が示されていないように思います。
そういったことで、やはりこの計画をつくられた以上、具体的にどのように成果を出し
ていくのか、出していこうとしているのか、そこらのところをきちんと出していただき
たいというふうに思います。

今現在、補助金は出しておられますけれども、各事業に積極的に行政も参加をし、年
間行事の中身、本当にそれは何をやっているのか知っておられるだろうかということに
ついて、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。今ほど、「各老人クラブの活動等に対
する補助金の部分の内容等を行政がしっかり把握したうえで、必要などころに必要な助
言等ができる体制となっておるか」等のご質問についてお答えしたいと思います。

今年度、このコロナ禍の影響でなかなか活動ができないということをお聞きさせてい
ただいて、また役員さんも先ほど困っておられるということをお聞きして、その単位老
クさんの正副会長会議の中で、今後、活動の部分で少し見える化するような形で、それ
に合わせて町の補助金も少し影響があるということで、どういう活動を計画的にしてい
けばいいのかという部分をまとめて、また月ごとの活動計画のペーパーをお渡ししまし

て、こういうものを参考に活用いただいて計画を進めていただけたらという部分を、担当から説明をさせていただいております。

具体的な部分としましては、「社会奉仕活動」経費としまして地域の清掃・草刈りとか防犯パトロール、地域間交流の部分の活動、また「友愛ボランティア」としましてサロン・敬老会、また地域の高齢者さんに対する見守り・声掛け・相談・訪問、また「健康相談介護予防」として、グラウンドゴルフ・ゲートボール、また健康ウォーキング等、そしてまた「趣味・教養・文化」という形で趣味・レクリエーション、そしてまた「連合会の活動」、そして「その他役員会・親睦会等」という部分で、そういう活動を定期的に行えるような形で、そしてまた町の補助金を適切にそこに活用いただけるようご説明をさせていただいて、対応をしておるという状況でございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 先ほど老人クラブの会員の減少で大変困っているわけですが、ちなみに、平成26年度から5か年計画で全国の老人クラブの100万人増員月間をしようということの声掛けをされまして、100万人の増員をしようということ全国各老人クラブが取り組んだわけですが、逆に、当初は580万人くらいいたのが、結果的に5年後、増員月間をしたにもかかわらず470万人くらいになったということで、100万人強の減員になったということで、増員どころか減員ということで非常に危惧されるわけでございます。

これは全国的に見てもそういう数字ですし、全国で老ク連の数が1,881、平均したら82%の減員になります。しかし、残念ながら滋賀県だけを取ってみますと、当初6万2,000人だったのが2万3,000人ということで、62.6%の会員数になったということで、全国レベルから見ても滋賀県がトップで、非常に不名誉な数字であります。

また県下を見ても減員をしております、中には解散をするクラブもあると、こういった現状下の中で、全国その中でも154例は増員をされたという例がございます。しっかりとりその取り組みされた事例集というものがありますが、これを見ましても本当に増強されたクラブ、全国で154しかないのですけれども、会長さんを中心に会員さんが非常に熱心に取り組まれた結果だと思っておりますけれども、やはり行政に対して協力が必要だということを全クラブが言っております。そしてまた増強されたクラブについては、行政が非常にバックアップをしているということが、この事例集を見た限り出ております。

そういったことで、当町の場合は補助金は出ておりますが、そういった強力なバックアップができていないように私は思います。ですので、もちろん補助金ももう何倍もする必要がありませけれども、それよりもまず、行政の強力なリーダーシップ・指導、先ほど言われました、これは任意団体ではありますけれども、やはり町としてもこれから高齢化の中において老人クラブの占める位置・役割、こういったものは大変重要です。また、各自治会にしても、一番大きな組織は老人クラブであります。そういったことから、そういう組織を強化することが、私は今求められていることではないかと。

今、行政は縦割り行政でございます。これは福祉課だけの問題ではなくて、健康推進課、赤ちゃんからお年寄りまで健康の保持、また、介護保険もできるだけ使わないようにするためには、元気で健康な高齢者でなければならない。そういった意味で、全国で1,720自治体ほどあると思うのですけれども、愛荘町が一番になれるチャンスはあると思うのです。というのは、430の中で21しか増えないまちの中において、21ということは4.8%くらいです。その中において、その数字だけ見てはだめだと。そういう意味で私は、行政がこれから果たす役割というものをもう少ししっかりと持っていてやっていただくことが大切ではないかと。やはり老人クラブ、町にしても各自治体にしても、非常に重要なポジションというか位置を占めているわけですし、また高齢者は本当に今まで経済を支えて来て、これから地域でゆっくりと過ごしていただける、そういう環境づくりも必要です。

だから、今、先ほど言われたコロナ禍の中において、なかなかそういうふうな機会がつかれないと申されましたけれども、その中においても何をすべきかということをやはり町・クラブ・自治会が一体となって取り組んでいく必要があるのではないかなと。これが私はこれから10年・20年、2040年というふうに含めて大変重要な問題ではないかなと思いましたので、その辺についてもう一度お考えをお尋ねします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えします。町の高齢者福祉の関係で、今ほど来、高齢者が増え続けていく中で、高齢者の生きがいや余暇、そして暮らし方を町として進めていく中で、どうしてもおうち等に引きこもり、今のコロナ禍の影響で引きこもってしまっておられる方については、健康が悪化していくという部分が懸念されております。

そうした中、行政として「けんこう元気もりもり教室」等で、社会への参加、社会進出をお願いしておりますけれども、それだけでは十分に至っておらないという状況です。

そうした中、村田議員がおっしゃっておられるように、地域の中での組織体制、その一番大きな組織である老人クラブさんの部分というのは、町と一緒に高齢者への対応等を進めていく必要があると考えておりますので、老人クラブさん、今、金銭的な支援のみの方が強いという部分をおっしゃってはおりますので、町の福祉課の高齢施策としましては、さらに連携しながら取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 3人に1人の時代になるわけですから、本当に福祉課また地域包括センターのみならず、全課がすべて共通認識を持っていただいて、私はディスカッションしていただきたい。またそうすることによって、福祉課以外のところの、例えば住民課・税務課からいろんな角度のまた意見がまた出てくる。そういったことでぜひ、企画会議等でも取り上げていただきたいと思います。

それで、今後の老人クラブをどういうふうにしたらいいか、どういうふうなあり方をしたらいいかということで、諮問機関をつくって、「愛荘町これからの老人クラブのあり方検討委員会」を設置することを提案をしたいと思います。

これは難しい面があるというふうに危惧はいたしますが、行政が旗振り役になって、社会福祉協議会、単位老人クラブの会員、老ク連の役員、また民生委員協議会役員等で構成をして、また学識経験者も入っていただければ一番いいのですが、真剣に議論して、早急に抜本的な見直しをすることが必要ではと思います。

クラブ活動を魅力あるものにするために、楽しみと地域貢献をバランスよく追及すること。個々の趣味に合った楽しみを提供する一方で、奉仕活動などの地域貢献に積極的に取り組み、社会生活上の満足度や充実感が得られるようにする。老人クラブのスローガンであります「健康・友愛・奉仕」の理念を目指して、高齢者が元気に安心して生活できるまちづくりを進めるために、老人クラブ改善策を早急に実現することが必要と考えますが、課長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えいたします。

各老人クラブは、今ほども申されましたように、三大運動であります「健康・友愛・奉仕」のもとに、地域の実情に応じてそれぞれが会員同士話し合いながら、様々な魅力ある活動を自主的に展開されておるといことは存じ上げてございます。

一方で、老人クラブの会員の減少、また役員のなり手不足など組織の弱体化の課題を抱えておられると。そしてまた愛知川・秦荘老人クラブ連合会ともに、これからの老人クラブのあり方や運営改善について検討していかなければならないという問題意識も強く持つておられるということも認識しております。町としまして、愛知川・秦荘老人クラブ連合会がこれからの老人クラブの運営改善に主体的に取り組まれることができるよう、しっかりと寄り添ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 私の今回のこの質問は、「愛荘町これからの老人クラブのあり方検討委員会」を設置してはどうかと、できないかと、その旗振り役で行政がなって、いろいろな関係部署と連携を取って、こういう検討委員会をつくってほしいと、つくらないといけないということを提案しているわけですが、今の答弁ではその問題に触れていないので、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えします。

村田議員おっしゃっております「愛荘町これからの老人クラブのあり方検討委員会」の設置という部分につきましては、今、村田議員のお考えも行政と老人クラブだけではなくて、社会福祉協議会さんとか、またそのほかの老人高齢者さんに関係する団体とか、それをサポートしていただいているボランティアグループさんも交えて、高齢者さん、また老人クラブも含めた体制の部分、行政が一度お声掛けをしながら、検討会をみんなで作っていく必要があるという部分のお声等を聞きながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） そういう考えであれば、ちょっと生ぬるい。実際やろうという意気込みを出していただきたい。

そして、いろいろな今私が申し上げました委員さんだけでなく、もっともつと違うところに声掛けすることも必要だと思うのですが、まず老人クラブを増強するために、町としてどういうふうなことをしないといけないか、そういう諮問機関をつくって、やはりそこで町としても意見を言っていただく、また学識経験者の意見も聞く、また他のクラブの状況も把握する、そういったことが必要ではないかなと。

私も4年間、理事をさせていただきました。そのちょうど100万人増員月間のちょうど5年のうちの4年間をやらせていただきまして、本当に理事会のたびに増員、増員の二文字で明け暮れましたけれども、結果的に大きく減少はしなかったものの、増員が単位クラブではできたところもありましたけれども、総合的に難しかった。

だから、老人クラブの現在の組織のあり方、また事業のあり方、そういったものを根本的に見直していかなければいけないのではないかな。本当に高齢者が孤立しないために、地域で触れ合う機会をつくり、引きこもりやそういったものが増えないように、高齢者同士がそういう組織を通じてやる方がいいのではないかな。

ある意味、今、65歳の定年が延長されていますし、70歳・75歳までは仕事をされる方も多いです。仕事をされている場合は職場でのつながり、職場での友というものがありますけれども、一線を退きますと、地域に入ってしまうと、職場の友がなくなります。そうしますと、やはりどうしても地域でのつながりが一番重要になってくる。

そういったことから、クラブの組織に入ることによって、お互いに趣味を通じたいろいろな交流もできるでしょうし、旅行とか、また今、グラウンドゴルフを盛んにやっていますけれども、体力の増強とか、いろいろな発想ができるわけです。そういった意味で、デメリットは何もありません。そういった意味で、躊躇せずに行政が旗振り役になってできないのか、もう一度伺います。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えいたします。

今、高齢者さんに関する問題の中で、やはり高齢者さんのそれぞれ老人クラブが抱えておられる問題とか、またそれ以外での問題等について、町としまして高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画を3年ごとに策定をしております。今年度が第7期計画の最終年度であり、今現在、第8期に向けて計画を策定委員の皆さんのもと進めておる中で、第7期計画にもあります老人クラブ活動の支援という部分につきまして、今、会員増強、また魅力ある部分についてどういう部分の事業内容とか取り組み内容をしていくのかという部分を踏まえ、そしてまた今議員おっしゃられるように、あり方の検討が必要な場合は、そちらの方でも行政からの実態もお話ししながら取り組んでいったうえで、設置が必要であるということであれば取り組まさせていただきたいなと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 「設置が必要であれば」ではなくて、必要だから申し上げているので、第2期の愛荘町未来総合戦略にしても、第4期の愛荘町地域福祉計画にしても、高齢者の問題を大きく取り上げられているわけですよ。一番、地域と密着している問題だということで、私は協力するのではなくて、本当にもう、できないのだから、そこをひとつ真剣にこれから、この時間内ではなかなか難しいと思いますので、個別に課長と話をしたいと思います。

それで、最後に町長にお尋ねしたいと思います。高齢化が進むと、社会的な孤立による高齢者の引きこもり等が増えることが危惧されます。そういったことで、それを防ぐためには老人クラブの活動を活発化していくことが必要だと思います。今、課長からご答弁いただきましたけれども、それをお聞きいただいて、町長としてのこれからの思いをお聞かせください。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど本当に、村田議員から老人クラブの皆様とともにずっと歩みをされてこられる中での、本当に実感を踏まえて、またやはり皆さん元気で1年、1年、年を皆様とともに重ねていただくこと、これが大変重要であるということで、そういう問題意識を持ってあり方の検討委員会ということはどうであるかということもご質問いただいております。

まず本当に、それぞれの単位クラブも含めてですけれども、老人会の実務を担ってくださっている役員の皆様に、本当に心からの敬意を申し上げたいと思っております。大変大切な役割を役員の皆様には担っていただいておりますし、その楽しみを持って次のイベントであったり、仲間がいてくれる、時々顔を合わす皆さんがどうしているという、そういう時間が大変重要だと私も本当に思っております。

やはり、老人会の皆様のお取り組みが、今までと同じような進め方ではちょっと難しいという時期にもちょっとずつ差し掛かってきているのだらうというふうにも存じます。そんな点では、今ほどもおっしゃっていただいている、様々な目指していきたいもの、この理念というのにも本当に賛同するものでございますので、その実践の部分をごどのように実現していくか、しっかりと老人クラブの皆様と改めて意見を出し合いながら、しっかりと支援をしていける、応援をしていける、そんな体制を皆様と築いていきたいなと存じます。

今ほど田中課長も様々に答弁いただきました。福祉の部分であったりとか、健康推進

の部分であったり、文化的な部分であったり、それぞれ行政担当課、講師の派遣であったり、「こんなような視点もございますね」というところでは、一緒に今もお取り組みをさせていただいております。その進化と共に実務の部分でちょっと難しいというのもおっしゃっていただいているとおりでと思いますので、多くの関係の方々と改めて意見を出し合いながら、どのようにしたらより活発にやっていけるか、皆さんの笑顔がより多くなっていくか、そのようにやっていきたいなというふうには存じております。

また、言葉としても「老人会」という言葉が少し、仲間を増やすに際して抵抗感を感じていただくのかなんていうことをご相談いただいたこともございました。よく欧米等々では老年期のことを秋にとらえて「オータムイヤーズ」とか、そういう世代の方々には「ゴールデンエイジ」というような表現もございます。そういう点では人生の本当に豊かな実りの時期ということ、行政としても共に歩んで、またお支えをしていきたいとも思っております。主体的な取り組みをそれぞれの立場でやっていく、そのようなことを旨としながら取り組んでいきたいなと思っております。以上、答弁申し上げます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 町長にご答弁いただいたのですが、本当にこれから老人クラブのあり方等については、行政も本当に協力していただいて、加入促進について、またクラブの存続、またクラブの強力化に進むようお願いを申し上げたいと思います。

今、町長が申されました老人クラブというイメージが古いとかいうことをおっしゃいまして、増員された154につきましてはそれぞれ「すこやかクラブ」とか、新しい独自のクラブを制定され、そうしたことも大変必要ではないかなと。そういったことを検討委員会でみんないろいろな角度からお話しいただければ、私は本当に今までと違う方向づけができるのではないかなと思います。ですからそういう意味で、任意のクラブだから、また参加も自由だということなんです、やはり本当にクラブに入会したら非常にメリットがある、楽しい、そういうことで年齢をとってから地域で孤立しないために、また一人暮らし、高齢者夫婦のご家族が見守りできるように、このクラブとしても役割を果たしていきたいと私は思います。

そういったことで、今、一人暮らしの方は特に買い物、またごみ捨て、また電球を替えるにしてもなかなかできないということで、非常に状況が厳しい状況であります。そういったことをなかなか、老人クラブを通じて接すると地域のことでありますので接していただけるのですけれども、民生委員さんとか行政が行かれますと、どうしても名札を付け

て行かれるので構えられて本音が言えないという事情も聞いています。そういったことでは、地域にとっては非常に、地味ですけれども、必要な存在のクラブだと私は思います。

そういったことで、どうか行政がしっかりと改めた意識を持っていただきたいということをお願いをしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で、村田 定君の一般質問は終わりました。一般質問を続けます。

◇ 澤田源宏君

○議長（河村善一君） 続いて、1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。私は、シニア時代の到来と、シルバー人材センターの活用について、一問一答で質問します。

今、人材不足を緩和するための施策として、シニア採用に注目が集まっています。日本では少子化が進んでいることから、若手の人材採用は困難となりつつあります。そんな時、お金と時間をかけて若手人材を求人するよりも、定年をしたけれどまだ働きたいと考えているシニア世代を採用することで、人材不足の緩和を補う方が効率的だと考えます。

しかしながら、シニアを採用するうえでメリット・デメリットもあると考えられます。まずメリットとして、労働力不足の緩和が図れる、働く意欲のある人材を雇える、経験や技術力を持った即戦力の雇用が見込める、若手の教育につながる、などがあげられます。しかし反対に、体力に不安がある、人材配置に気をつけなければいけない、といったデメリットもあります。

愛荘町における公共事業等においても、今まで以上にシルバー人材センターの積極的な活用を要望します。シニア世代を上手に活用することによって、人材不足の解消だけでなく、組織や町の活性化などを生み出すものと考えております。町のご意見をお聞きます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

シルバー人材センターにおいては、就業を通して福祉の増進を図りながら、自主的・主体的に運営をいただいております。地域貢献の観点から、買い物支援を行うなど新たな開

拓にも取り組んでいただいております。現在、町からは施設の除草や剪定作業、夜間管理、介護予防教室の送迎業務など、様々なお仕事をいただいております。

またシルバー人材センターは、地方自治法施行令第167条の3第3号において、競争入札によらない政策目的契約の対象団体であり、そのため積極的に業務を提供していく反面、民間事業者を圧迫することのないよう留意しなければなりません。また、シルバー人材センターとして請負できる業務やできない業務もございます。

町としましてはそのことを念頭に、シルバー会員の経験と能力に応じた業務を提供できるよう、提供可能な業務などを確認しながら、引き続きシルバー人材センターへ積極的に公共事業の提供をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） そこで、愛荘町は既に60歳以上が約28%と、高齢化社会になっています。2040年には3人に1人との予測も、国立社会保障人口問題研究所の資料にも提示されています。愛荘町としての将来ビジョンはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 町の人口につきましては、2035年をピークに減少に転じ、高齢化が今後さらに進むものと予測しております。また、自治会別に見ますと、約3分の1で高齢化率が約30%を超える見込みとなっております。

そうした中、町は高齢者福祉を推進していくために、「生涯を通じいきがいを持ち、社会参加できるまち」と、「幸せな高齢期のため高齢者自身を含めて支えるまち」を目標とし、住み慣れた地域で高齢者がいきいきと健康で暮らせる取り組みとして、雇用が延長される中で自らが描くライフスタイルを実現できるよう、取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） シニア層が増えると、医療・介護の費用がかさみ、財政への圧迫が懸念されますが、どのような対応を進めようとしているのか、お伺いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

今現在進めております第7期高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画において、その重点目標としまして、「中年層の健康維持と介護に関する意識の向上」、そして「元

気な高齢者の介護予防と社会参加の促進」を進めていくこととしております。

その具体的な取り組みとしまして、町で今現在、「愛荘町すこやか愛ポイント制度」の周知、また「びんてまり体操」の普及、効果の高い介護予防事業の実施など、誰もが元気に暮らすことができ、健康づくりや介護予防が生きがいにつながることで、その効果によって医療費や介護費用が縮減できるよう進めているという状況でございます。以上です。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） シニアがいきいきとして暮らせるまちとは、行事参加が中心でいいのか。人の役に立つ仕事ができ、それなりに自分で稼いで、自分の生活を豊かにできるようにすることが重要なのではないのでしょうか。家庭の中に閉じこもらないで、社会に出て、仕事を通して社会貢献する場をつくり込むことが必要ではないかと考えていますが、その点お尋ね申し上げます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えします。

生産年齢人口が減少する中で、地域社会の担い手として高齢者の社会参加が求められておるとい状況でございます。ですので、高齢者が長年培ってこられた知識と経験・技術を活かしながら、働くことを通じて生きがいを求め、さらには地域の活性化に貢献することがとても大切であると思っております。

このため就業相談や、またシルバー人材センターの活動紹介などを行い、多様な働き方を通じて経済的自立を図るとともに、社会貢献活動や地域活動に参画できるよう、積極的に活動展開されている団体への支援など、環境整備に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 行政の活動は非常に評価できるものだと思いますが、シニア化は5年先・10年先を見ますと今まで以上に急に進んでいます。当面の就業拡大の活性化をまず第一にするとともに、急激なシニア化に対する活動も検討が必要と思います。まず、当面のシニア層増加に対しての就業拡大の活性化の具体的なものはあるのか、お尋ねします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えします。

シニア化が進んでいくことに伴いまして、雇用の延長、年金受給年齢の引き上げなど、シニア層を取り巻く社会経済状況につきましても、大きく変化しているという状況でございます。町としましては、元気な高齢者の介護予防と社会参加を促進することが大切であると考えておりまして、高齢者の生きがいや健康づくりのため、地域のため自主的に活動されておられます団体、先ほど来お話もあった老人クラブとか、また日本赤十字奉仕団等の活動を支援する取り組みを現在行っておるといった状況でございます。

また今お話のシルバー人材センターさんにつきましては、地元企業などとコラボし、新たな分野の活動の領域を広げていただき、さらに就業拡大に取り組んでいただけるよう支援を行っているという状況で、今後も引き続き続けていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） シルバー人材センターからの要望待ちという姿勢ではなく、積極的にシルバー就業を拡大するという姿勢が必要なのではないかと考えます。

例えば公共事業については先にシルバーに対応可能かを確認するとか、シルバー以外に出した公共事業は、愛荘町シルバーの就業を必ず入れ込むように要望することをお願いします。

シルバー人材活用という意味では、女性活用も大きな課題だと思います。若い世代では核家族化で子どもの教育ができないことで、愛のないとでもいう事件がたびたび起こっています。シルバーのおばあちゃんによる教育等、もっと女性活用に目を向けるべきではないのかと思いますが、その点をお尋ねします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほどのご質問にお答えさせていただきます。

まず前段の部分のシルバー人材センターの就業業務を増やすという部分につきまして、最初にも少しお答えさせていただきましたように、民間の事業所を圧迫することのないよう留意し、またシルバー人材センターに請負等できる業務、またできない業務をしっかりと精査して、できる業務をセンターさんと話し合っ、今後も業務をお願いさせていただきたいと考えております。

また後段の女性の活用に目を向けるべきという部分につきまして、高齢者や子育て世代への家事援助、育児支援、買い物支援など、地域社会の日常生活に密着した就業機会を確保・提供していただかなくてはならないということは思っております。その中でも

女性の社会活動への参加は、これからの高齢化社会にとっては必要不可欠であるということも思っております。

今年度もシルバー人材センターにおいて女性会員拡大対策プロジェクトチーム会議に、行政の女性職員も協力して議論がなされるということも聞いておりますので、女性・男性共に社会全体に貢献していただけるシルバー人材センターとなるよう共に考えていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 大変立派なお答えをいただいているのですが、課長、いつシルバー人材センターに行かれましたか。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 私がシルバー人材センターに行ったというのは、この9月に入りまして、すみません、日までは覚えてないのですが、理事会が開催されましたので、その理事会には、9月上旬に寄せてはいただいております。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） その理事会の前だといつ、シルバー人材センターに行かれたのですか。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 理事会前につきましては8月、すみません、記憶が定かでないのですが、下旬にシルバーさんの現状等も聞き、この資料等も、聞かせていただく資料をいただきに上がったという状況でございます。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） それはいいのですが、これ、私が質問を出したのが8月15日くらいのはもう出していると思うのです。その前に、この質問を聞く前に、いつ行かれましたか。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） ちょっと記憶があれですが、お盆前に高齢者の支援が必要なおうちの剪定作業の部分の依頼に、8月上旬もしくは中旬の間だと思いますけれども、お盆までに寄せていただいているという、シルバーさんに行ったのはそういう形です。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） ひと月に1回は行っておられるということによろしいですね。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） ひと月に1回、必ず行けるという部分ではないですけども、月1回、民生委員・児童委員協議会が開催されますので、その部分で時間があるようであれば寄らせていただいているという状況でございます。

○議長（河村善一君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） この質問が出たので行かれたということでもいいのですが、私が言うのは、お互いに意思の疎通が、シルバー人材センターと職員との意思の疎通が大事だということで、職員がシルバー人材センターに定期的に意見交換をしに行くということが一番大事だと思いますので、意見交換をするということを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） これで、澤田君の一般質問は終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を12時40分にさせていただきます。

休憩 午前11時40分

再開 午後 0時40分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

◇ 森野 隆君

○議長（河村善一君） 3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 3番、森野でございます。本日、質問は、「新型コロナウイルス禍におけるおなかの赤ちゃんにも特別給付金を」、そしてもう1点は「ゆめまちテラスえちのガイドラインならびにユニバーサルデザイン化」について、ご質問いたします。

新型コロナウイルス禍でのおなかの赤ちゃんに特別給付金を。今回の新型コロナウイルス感染症において、国・県そして町独自の対策を、各種各方面に援助や支援策を示され実行されました。しかしながら、このコロナ禍で困窮されている人はまだまだおられます。今回の支援策では、おなかの赤ちゃんには特別給付金は支給されていません。この感染症の流行は、結婚・妊娠・出産・子育ての当事者の皆さんにも多大な影響を与えており、町の宝である子どもを安心して産み育てられる環境を整えられることの重要性を感じております。

今回の特別定額給付金の対象にならないおなかの赤ちゃんにも、町独自の特別給付金の対象となるようお願いするものでございます。この令和2年に生まれるおなかの赤ちゃんに支援をお願いしたいのでございます。

妊婦さんからも、多くの助けを求める声が届いております。そんな声に応えるべく、全国では70市町、この数字は7月14日現在の数字でございまして、9月1日現在では全国235市町村、7月14日では70市町であったものが、9月1日には全国で235市町と、赤ちゃんの支援に一助を差し延べられております。この滋賀県はどうかと見てみますと、滋賀県も彦根市・東近江市・湖南市・甲良町と、これは7月14日現在ですけども、これも9月1日現在を見てみますと、彦根市・東近江市・湖南市・甲良町、そして米原市、そして高島市と、6つの市町が支援をされています。

赤ちゃんは本当に町の宝です。どうか当町もおなかの赤ちゃんへ特別給付金などの支援策をお願いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁を申し上げます。

まず、おなかに宿った命の重み、尊さ、ありがたさ、そしてそれぞれの人生における覚悟、大変なものがございます。ここにいる私たち一人ひとりも、辿れば、小さな、でも確かな存在であったわけでございます。現在、その命でございますが、多くの幸運と多くの支えによって、ここにいる私たち一人ひとりも命を今長らえているというように存じております。

このコロナ禍の中、出産をされた、また出産を迎える妊婦さんやそのご家族は、大変なご苦勞をされている現状であります。愛荘町では、妊婦さんの不安の解消、安心して子どもを産み育てられる「新しい生活様式」の一助として、妊婦さんとおなかの中の赤ちゃんを感染症から守ることを目的とし、母子手帳交付時に妊婦の方に対して、箱入りのマスク50枚の配布を現在実施をしています。

ご指摘のとおり、長期化するこのコロナ禍の中で、経済的にもより負担を強いられている、妊婦さんとおなかの中の赤ちゃんを支えるため、給付金等の支援策を実施していきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） ありがとうございます。冒頭、町長のごあいさつの中で、今もおっしゃいましたけれども、おなかの中の赤ちゃんに支援策を考えているんだというよ

うなお話をされましたので、もうこれ以上何も私、言うことはないのですけれども、やはり妊婦さんのご負担、またご不安は相当なものです。このコロナ禍で出産準備のために入院となれば、今のコロナ禍ではご家族はもとよりご主人も、面会等もなかなか許される現状ではないということも聞いております。どうか少しでも経済的に支援ができるようなら、そのようにしていただくと非常にありがたいと思っております。

そんな中でいろんな、先ほども申しましたけれども、全国では現在、235市町がおなかの赤ちゃんの支援策事業を展開されていますけれども、非常にネーミングがかわいらしいネーミング等々がありまして、非常に市町で工夫をされています。一旦紹介いたしますけれども、すすく子育て応援特別金とか、ウエルカム赤ちゃん臨時特別給付金、こんにちは赤ちゃん特別給付金、新生児等おなかの赤ちゃんに対する臨時給付金、妊婦安心支援金、赤ちゃん特別給付金などなど、そのまちで工夫したネーミングで支援策を考えておられます。

どうか当町もかわいいネーミングで、より効果のある支援をしていただきたいと思いますけれども、非常に当町も財政難の折、いろいろご苦労をおかけしていると思っておりますけれども、今わかっている、現在で結構ですので、支援策の金額等々はおわかりでしょうか。わからなければまた次の機会にということをお願いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど森野議員、様々な自治体で行われているネーム等含め、現在の状況を皆さんにもご共有をいただきました。やはりネーミング等々、これは次の世代をしょっていってくれる子どもたちの期待とか、そういうものが皆さんから伝わっていくようなネーミング、そういうこともしっかり考えていきたいなというふうにも存じます。

金額の部分でございますけれども、現在、様々に検討をしながらも、やはりこの子どもたち、また妊婦さんのご家族をしっかりと応援もしていきたいと、ご支援もしていきたいという思いはございますので、またこの会期中に改めてご提案という形でしていきたいと存じます。ありがとうございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） この質問の最後にいたします。課長にお聞きいたします。

年間だいたい、おなかの赤ちゃんと言いましょうか、新生児と言いましょうか、だいたい当町は何人くらいがいらっしゃるのでしょうか、わかる範囲でお願いします。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほどのご質問にお答えします。

年間、昨年度は180人ということですが、幅がありまして、概ね200人ぐらいの出生数を見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） その200人の方が本当に、当町に住んでよかったな、また当町に生まれてきてよかったなと思っていただけるような政策を、ぜひともよろしく願いいたします。

続きまして、ゆめまちテラスえちの2階の運営について、ご質問いたします。

今年の4月に新しい環境で、ゆめまちテラスえちがオープンされました。このコロナ禍の中で5か月間、創意工夫をされ、イベントなども成果をあげられておられます。

そんな中、行政側が言われているキーワードの1つ「まなび」と「居場所」が少し置き去りになっている感は否めません。愛知高等学校や愛知養護学校との連携については、先の定例会でも辰己議員が質問されましたので割愛いたしますが、もう1つのキーワード「居場所」について質問いたします。この居場所をどのように実現するのか、お尋ねいたします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） お答えします。

4月の本格稼働以来、2階におきましては企業の研修、子育てイベント、町内中高の授業実施や麻関連の体験など様々なイベントを開催し、町内外を問わず多くの皆様にご利用いただいております。

地域の住民の方が、自ら学び、人々と交流し、主体的に活動展開していただく拠点としまして、ゆめまちテラスを活用していただくことを狙いとしており、本年6月に「愛荘町ゆめまちテラスえち企画運営委員会」を立ち上げ、これらのイベントに加え、住民の皆様が参加しやすい企画の検討や、本施設がより利用しやすい施設となるような仕組みづくりについて、ご議論いただいております。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 先日7月30日に第2回ゆめまちテラスえち企画運営委員会を、少しの時間ではありますが、傍聴させていただきました。今後どのような展開になるかはわかりませんが、上田委員長曰く、皆様が気持ちよく使いやすい施設にと、冒頭ごあ

いさつされました。いずれにしても、このような企画運営委員会を開催される時期は遅くはなかったでしょうか。もっと早く2階の運営や仕様のガイドラインは必要ではなかったのではないのでしょうか。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） お答えします。

施設の利用規則、使用料等の基本的事項につきましては、既に定めたところでございますが、本施設がより利用しやすいものとなるような仕組みづくりについては、企画運営委員会で現在ご議論いただいているところでございます。

本来であれば、かかる議論は早期に行うべきものでしたが、今般のコロナ禍により委員会の設置・開催が6月となったものでございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） コロナ禍ということで議論が遅くなったということは、今の時代、ひとつ理由として起こり得るかもわかりませんが、やはりズーム等々の会議等々も開かれるわけですし、やはり2階を運営するにあたってある程度の思いというのは、委員会の運営云々よりも、最初に町の役場等々がしっかりと考えていって、ある程度の枠組みは決めていただいていた方がよかったのではないかなと思っております。

現在、1階は麻組合が使用されています。2階の使い方に関してはこれから議論されますのでさておき、2階をキーワードの1つ「居場所」に活用する場合ユニバーサルデザインは不可欠になってきています。ユニバーサルデザインとは、性別・人種・障がい・能力など、そんなことは関係なく誰でもが最大限に利用できることを目指すものです。従来から言われていますが、幅も狭くて段差が大きい階段は、危険性も高く、誰しものが安全に安心して2階に上がれる環境、ユニバーサルデザインの環境を早急に求めていきますが、この点いかがお考えでしょうか。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 来館者が安全・安心に施設を利用できる環境を確保することは重要であると考えております。

一方で、ハード面での整備については、文化財指定に伴う一定の制限があることなど踏まえ、職員・スタッフによる利用者のサポートなどを主としたユニバーサルマナー等のソフト面での対応をすることとしています。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） やはり、現状では、2階に上られる人というのは一定の人に限られます。ユニバーサルデザインの観点からも、2階の活用にはエレベーターの設置が不可欠であると思いますが、その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） お答えします。

先ほどもご答弁したとおり、本施設は町指定文化財としての制限があるほか、仮にエレベーターを設置する場合、最低でも5,000万円以上の費用が必要になると見込まれております。そのため、町においては現時点においてエレベーターを設置することは考えておりませんが、来館者が安全・安心に利用できる環境の確保のため、ソフト面での対応を行ってまいります。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） なかなかエレベーターの設置は難しいというような回答だったと思うのですけれども、じゃあ2階はどうやって上がっていけばいいのかというようなことだと思うのです。エレベーターが無理でも、手すりについた椅子に腰かけて上がるものとか、やはり何らかの方法で2階に安全に上がっていただける方法というのを考えていかななくてはいけないと思います。

言ってもあの施設、業務委託をしたとはいえ町営でやっておられる施設です。町営でユニバーサルデザインが施されていない施設というのは、私、最近になって見たことがないのです。今の現状の施設は本当に何ひとつユニバーサルデザインができていないと思っております。

一例をあげますと、ハンディキャップのある駐車場というのですか、多目的駐車場というのですか、そういったものを、建物の近くにあるのではなしに一番遠いところに多目的駐車場がありますし、今、トイレ等の工事等々されておりますけれども、裏から入るのも車椅子ではなかなか難しいと。玄関にしても、非常に1段1段が高い階段の建物になって、入口から入らないということになりますので、非常に危ないということ。そして、中に入りましたら途端に緩やかなスロープがあるわけですが、あのスロープ、身体の丈夫な人なら全然苦ではないのですけれども、少しハンディのある方、また高齢者の方などは、手すりがないとあのスロープですら危ないというようなことで、今お金をそうかけなくてもいいことですから何もできていないと。全く弱者に対してやさしくないまちだなという、私、印象を受けているのですけれども、その点いかがお考えで

しょうか。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 2階に上がる手段という部分でございますけれども、屋外階段等がございますので、そちらを使った階段昇降機というふうなものを検討はさせていただきますが、なかなか屋外の階段に合うものがないような状況でございます。この部分に関しては、引き続き該当するようなものを探していくといったことで、引き続き改善も考えていきたいと思っております。

あと、現在、4月以降の来館者の増加等も踏まえまして、建物の裏の方を、広場の方、身体障がい者用の駐車場スペースを兼ねた駐車場として利用しているような状況でございます。

議員のご指摘も踏まえまして、引き続き利用しやすい施設に向けた取り組みというものを進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 今できることからしっかりとやっていただきたいと思います。

それと私、いろんな答弁を聞いておまして、行政というのは、やれない理屈というのは非常に上手に見つけてこられるのですわ。これだからできません、こうだからできません、そうじゃなしに何かやる理屈、できる理屈を考えて物事を進めてください。やれない理屈なんていうのは、どこから探してきてもやれないのだったらやれない、気持ちの問題なんです。しっかりとやる気を持って、やはりユニバーサルデザインの建物にするんだという気概を持って取り組んでいていただきたいと思います。

それでは、関連質問というか、ユニバーサルデザインとは少し離れますけれども、ゆめまちテラスえちですけれども、当初、議論を重ね、議会などでもあの場所で、愛荘町のアンテナショップの機能を持たせ、びん細工てまりやまた農産物に至っては、山芋ですとかトマトなんかも販売するというような意見も出ておったと記憶しております。

しかしながら、麻以外の地域資源である自然環境の活用や地産地消を目指す農業の六次産業化、これを今のあの麻組合への業務委託の延長線上に考えるのは少し難しいと考えております。やはりそこは別途に考えるべきではないかと思っておりますけれども、その点お考えをお聞きいたします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 滋賀県麻織物協同工業組合に対しましては、現

在、近江上布を主軸とした地域資源の発信・伝承・交流を展開する業務を委託しております。愛知川びん手まりの館、愛知川ふれあい本陣など、他の地域資源との連携事業の実施も委託をしております。

加えまして、農業者や企業、交通、観光など様々な分野の方に委員として参加いただき、今後の事業推進につきまして企画運営委員会において検討を進めていただいております。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 現状のゆめまちテラスえちの使い方、使用について考えますと、やはり1階・2階を分離式に考えるというのは、ちょっと無理があるのではないかと考えております。スタッフの方にお聞きし、お客さんの声を聞いておりますと、非常に中に入られて歴史を感じる建物の中に、また歴史がある麻織物の商品がきれいに並んでいるというようなことで、非常に高評価を受けているということを聞いております。

それが、2階が単に貸しホールになると、例えば2階からカラオケ大会をされた場合に演歌が2階から流れてきて、もうひとつその建物の統一感というのが全くできていないような気がいたします。そして、あそこはやはり1階におりますと、2階に子どもたちがいる場合はやはり、歩かれると、また走り回られると、音なんかもドンドンドンドン響くわけでございます。

どうか1回と2階の分離方式、また、2階を貸しホールにするという考えは、貸しホールにするために何億も使ってあそこを残したわけではないと私は思うのです。だからしっかりとそこは麻組合がどうこうというよりも、やはり執行部ならびに役場の方で強いリーダーシップを持って話をまとめていただきたいと思いますけれども、課長はいかがお考えでしょうか。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 2階の活用の部分になってくるかと思うのですが、企画運営委員会で検討する部分もあります。また、貸し館という部分もありますけれども、その貸し館にあたって施設の利用申請につきましては、利用目的また利用の対応が施設の目的に反しないか、また施設管理に支障を及ぼさないか等を、申請内容に基づき町が総合的に判断するというところで、2階の貸し館等の対応ということは進めていきたいと思っております。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 本町の教育長も務められました渡辺先生が、第8回の活用検討委員会で、「近江上布に任せてしまえば町民の気持ちは離れる。広がりのあるコンセプトがないと、丸投げしておしまいとなる」と、喝破されています。今一度、今この現状を渡辺先生にご報告し、素直なご助言をいただければいかがかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 元、愛荘町の図書館長また教育長であります渡辺教授、渡辺先生には、活用検討委員会でいろいろとご意見をいただきました。そのご意見をもとに答申を受け、今現在、町の活用方針のもと、運営を進めておるところでございます。

ゆめまちテラスえちの運営につきましては、今現在は企画運営委員会で議論を行っていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 渡辺先生にしてもそうですし、また麻組合のスタッフの皆さんもそうですけれども、しっかりとコミュニケーションを取っていただきたいと思っております。

組合の方も非常に広がりのあるコンセプトを持っておられますし、そういった組合の良さ、スタッフの良さを出すのも私、行政の指導力だと思います。しっかりと、先ほども申しましたけれども、しっかりとリーダーシップを取って、ゆめまちテラスの運営、なんせ町営ですので、町営の運営ということもしっかりとやっていただきたいと思えます。

もう一度ここで押さえられないといけないのが、目指すべきは、愛荘町のブランディング向上であり、麻組合のブランディング向上ではないということに集約されると思います。愛荘の麻からいろんな広がりを持つということも十分考えられますので、そこら辺やはりコミュニケーションをしっかり取っていただいて、愛荘の麻を活かすも活かさないのも私、行政の手腕だと思っておりますので、今後期待しておりますので、よろしく願いいたします。

最後に少し看板のことについても触れさせていただきます。看板を付けていただいたことは感謝しております。ただ、あの看板に「伝統産業会館」という文字がありません。近江上布、これこそが愛荘町のこれから誇るといえるか、今も誇っていこうという、また、

再度スポットライトを浴び、この愛荘の麻でまちを盛り上げていく。そしてそれは何か
というと、伝統の技、その技術を守っていく、そして全国に広めていく、そのことがま
さしく伝統産業会館ではないかと思うのですけれども、伝統産業会館という名があ
の看板にないというのは、どのようなお考えでしょうか。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） ゆめまちテラスえちの前に設置しました看板の
件でございます。施設名称であります「ゆめまちテラスえち」という名称のほか、町指
定文化財としての登録名称である「旧愛知郡役所」等の名称は表記をさせていただ
いております。

「伝統産業」の部分につきましては、看板の上部の方に機織り機の「機」、地元のイメ
ージのイラスト、また伝統産業のマーク、「伝産マーク」と言われるものですが、
そういったものの表記であったり、あともう1つは「近江上布」という言葉を入れさせ
ていただいております。確かに議員おっしゃるとおり、伝統産業会館という部分の表記
がないという部分でございますけれども、今、伝統産業会館、旧の施設の方の施設管理
条例と、あともた施設の条例廃止等の部分がありますので、「伝統産業会館」としてしま
いますと施設の方が、町に来られる方に対してわかりづらくなるという部分もあり
ますので、今、施設としては「ゆめまちテラスえち」ということで看板を掲げておるよ
うな状況になっております。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） でも、スタッフの方が電話に出られる時に、「はい、伝統産業会
館です」と言っておられるのです。だから、非常に、簡単なことなのに複雑になり過ぎ
ている。名前も「ゆめまちテラスえち」なのか「伝統産業会館」なのか、「近江上布の館」
なのか、そんな名前はないかも知れませんが、もっとシンプルにいかないと、私
らこうやって勉強している人間にすらわからないのに、町民さんは「いったい何やねん」
と、また町外の方は「何なん？」というようなことで、やはりわかりやすくところはわ
かりやすくやっていただいた方がいいと思います。

それと、看板のセンスというか、センスというのは主観的な話ですので、こんなこと
で議論する気は私は毛頭ございません。ただ、言葉を変えていうならば、麻とか、また
伝統産業とか、旧の郡役所であったという建物に対しては、少し似つかわしくない看板
ができてしまったのではないかと考えております。

また、見づらい、わかりにくい看板という声も、内外から漏れ聞こえてきております。まちのシンプルなランドマークにしては、少し残念でなりません。

それともう1つ苦言を呈するならば、町長がよく言われる、スピード感ということをよく言われているのですが、全く看板についてはスピード感がありませんでしたし、ゆっくり考えておられるのに、あのようなどいうか、あの看板だったというようなことで、やはり何にしてももう少し、あそこの建物には歴史が生きているんだという思いを持ったら、看板でもなんでも動いてくるのですよ、そこから。しっかりその心がないと、とりあえずきれいだったらいいいとかいうことじゃないんですよ。ランドマークにしようと言っているんでしょ、あの建物を。そうするとハートに、ソウルにあるものは何かと言ったら、歴史が生きているんだ、あそこにはというようなことで、それに従った看板というのもいろんな方法があったかなと思って、私は少し残念に思います。

そのことについて課長、何かございましたらよろしくお願いします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 看板の方ですけれども、デザイン等含めまして看板の設置につきましては、その設置場所等、また法的制限等も踏まえた中で、そのデザインというものを決めさせていただきました。

スピード感という部分ですが、当初につきましては6月の頃の設置ということで予定を進めておりましたけれども、コロナウイルス感染症の影響等により遅延したという形にはなっておるものでございます。確かに見えにくいというようなご意見、今お伺いした中でございますけれども、周りの看板の状況であったりとか、そういったことも含めながら、施設に合った看板ということでデザインをさせていただいたというようなところでございます。

○議長（河村善一君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 主観的な話で議論するのは、やめておきます。

先ほども申しましたけれども、何をするにしてもあのゆめまちテラスえちのこれから方向は、あそこに歴史が宿っているんだという思いでやっていくと、何か1つのキーワードが探せて、やりやすいのではないかと考えております。

これで私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） これで3番、森野 隆君の一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時25分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

◇ 徳田文治君

○議長（河村善一君） 9番、徳田文治君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田です。令和2年9月定例会、ただいまより一括方式で1番目「空き家対策の推進」と、2番目「災害に強いまちづくりの推進」の2問について、一般質問をさせていただきます。

1番目、空き家対策の推進について。以前、テレビのニュースなどで空き家の実態が報道されていました。家屋が長く放置されて老朽化し、周りに雑草や植木が生い茂っている状況は、生活環境のいろいろな面、防災や防犯上の問題、また、ごみの不法投棄などによる悪臭や野生動物が住み着くことによる衛生上の問題、景観の悪化、地域イメージの低下などのほか、地域コミュニティの弱体化や地域活力の低下にもつながると考えています。

そして、何より毎日このような現状を見ながら生活をしておられる近隣住民からは、精神的な苦痛を感じられ、「何とかならないだろうか」などの苦情があり、行政にも届いていると思われま。この問題は、基本的に私人の所有に係る問題であることから、行政がどのように関わるか難しい面も考えられますが、放置しておいて済む問題でもないと考えます。

総務省によると、平成30年現在の全国の空き家総数は849万戸で、空き家率は13.6%で、この20年で約1.5倍（576万戸から849万戸）に増加したと発表しております。本町では、平成25年度で274戸、26年度で290戸、28年度で380戸が、自治会を通じて空き家に関わる実態調査結果となっています。

「空き家対策の推進に関する特別措置法」が平成26年11月27日に公布され、平成27年5月26日に全面施行となり、この施行に伴い、国は平成27年2月、「施策を総合的かつ計画的に実施するための基本方針」を、また5月には「特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」を示しました。この措置法は、地域住民の環境に有害となる空き家対策に重点が置かれていますが、県内の空き家の80%

は人が住める住宅です。

先般、米原市では移住・定住を促進して人口減少を食い止め、地域活性化につなげていくため、空き家バンク制度を創設、この制度はNPO法人まいばら空き家対策研究会が運営し、6年目に入り、移住者と空き家所有者との成約件数は、2018年度が11件に対し、2019年度は29件と、倍以上になっていると報じられていました。

本町においては、町内の空き家を有効活用し、本町への移住・定住および地域活性化をめざし、平成30年3月に「空き家バンク制度」が立ち上がりました。今後は、空き家を地域資源として有効に活用することは重要な地域課題と考えます。そして、愛知川ふれあい本陣を起点とした中山道筋に空き家となっている住居や商店が多数あり、これらの活用も考えるべきだと思います。以上のことを踏まえ、町長ならびに担当政策監にお尋ねいたします。

まず1点目、空き家の増加に対し、町としての認識・課題をどのように整理されていますか。

2点目、空き家発生の予防の観点から、今後どのような対策を講じようとしていらっしゃいますか。

3点目、空き家への生活安全の観点から、どのような対応を取っておられますか。

4点目、空き家バンク制度に基づく空き家登録数などの状況と、本町空き家への移住希望者数など、これまでの成果、また今後、移住者数を増やす対策などをどのように支援されるのですか。

5点目、中山道エリアの空き家・空き店舗などを有効活用し、どのようなまちづくりの推進を考えておられますか。

最後6点目、本町では、法律に基づき空き家等対策協議会を設置し、空き家等の利活用の促進などの協議が始まっております。この協議会の状況と今後の方針について、お尋ねをいたします。

続いて2番目、命を守る災害に強いまちづくりの推進について。水害時の行動・避難情報の伝達について。

この質問に入る前に、7月の九州豪雨において被災をされた方々にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方やそのご遺族に対し衷心よりのお悔やみを申し上げます。

2018年7月の西日本豪雨や2020年7月の九州豪雨（熊本県の球磨川流域）など、記

録的な豪雨被害が頻発しています。熊本県の球磨川流域一帯では、災害時に取るべき行動を時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）を数年前から策定されています。減災につながるツールとして、各自治体で導入が進んでいますが、中でも球磨村や人吉市は先進地として知られています。警報の発出具合や球磨川の水位に応じて、自主避難所の設置や早期避難の開始などを細かく定めておられましたが、それでも、被害が出ました。計画にはどんな効果と限界があったのか検証し、教訓や課題を共有していきたいと思っております。

今回、人吉市や球磨村は、大雨警報が出る4時間以上前の3日午後4時にタイムライン運用会議を開き、球磨村では直ちに「避難準備・高齢者等避難開始」情報を発表し、翌日未明にかけて避難勧告・避難指示と、より強いアラームが出されました。ただ、日付が変わったところから雨の降り方が急速に激しくなり、情報が十分に住民に伝わらなかった可能性があります。

国土交通省は、14年頃からタイムラインづくりを推奨し、これまでに国が管理する河川の流域の730市町村が策定しています。むろん大切なのはつくることではなく、いざという時に確実に避難につなげることです。そのためにまず考えるべきことは、住民に対応を促すタイミングです。台風のように数日前から動きが読める場合と違い、短時間で状況が激変する今回のような豪雨では、呼びかけと避難の間で確保できる時間は短く、雨のピークが深夜になるようなときは、最悪の事態を想定して前倒しでの情報発出が求められます。

災害時に自治体が出す避難情報について、内閣府が「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化する方針を明らかにしました。わかりにくかった2つの違いを解消し、逃げ遅れを防ぐのが狙いだと言います。

全国で数十年に一度の大雨が頻発しております。住民らが浸水した住宅などに取り残されたり、土砂崩れに巻き込まれたりする事例が相次いでいます。避難のタイミングをわかりやすくすることは重要ですが、肝心なのは、住民の確実な避難につなげることです。政府・自治体は指示を実際の行動にどう結びつけるのか、具体策を検討する必要があります。指示に一本化することで、情報が出ればすぐに安全な場所へ移動すると認識しやすくなる効果は期待ができます。

しかし、ただ、それでも逃げない人はおられると思います。災害対策基本法は、市区町村長に避難情報を適切に発令する責務を規定していますが、住民に対する強制力はな

いからです。

専門家は、差し迫っている危機を伝えることが重要であると指摘をしています。自治体は、携帯電話の一斉送信メールを活用し雨量や河川の水位なども提供されていますが、情報を流すだけにとどまっていらないだろうか、今一度、検証すべきだと思います。

住民も、ただ情報を待っているだけでは十分だとは言えません。想定にとらわれず、自分の命は自分で守るために行動し、最善を尽くすと、そういう意識が大事だと思います。また、水害などの危険度を示すハザードマップなどで、事前に地域のリスクを把握しておくことは、命を守る行動の第一歩だと思います。

また、住民・行政ともに危機対応力を高めることが必要です。つまり個々の住民のみが各々に行動するのではなく、隣近所がお互いに情報交換しながら助け合う心を持つように、自助力・共助力を高める、言い換えれば地域力を高めるための方策を構築することが大切なことだと考えます。以上のことを踏まえて、町長ならびに担当政策監にお尋ねをいたします。

まず1点目、7月の九州豪雨災害に対する町としての認識を問うとともに、教訓としてどう生かしていけるのか。

2点目、防災訓練を通して避難情報伝達や連携をどのように推進していけるのか。

3点目、必要な避難行動がとれるよう、ハザードマップの周知と活用方法をどう啓発されていけるのか。

4点目、個別受信機をデジタル化に対応する機器の更新の進捗状況はどうなっているのか。

5点目、行政は「共助」の意識をどう住民に植えつけていくのか。

最後6点目、独居や高齢者など「災害弱者」世帯の避難に対し、どう対応していけるのか、お尋ねをいたします。ありがとうございます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど徳田議員から、2つの分野にわたるご質問をいただきました。1点目は「空き家対策の推進について」でございます。そして2点目は、「災害に強いまちづくりの推進について」ということで、まず私への問いをいただいております部分に関しまして、それぞれお答えをさせていただきたいと存じます。

まず空き家対策の部分でございます。空き家対策の増加に対し町としての認識はいかがであるかと、課題をどのように整理をしておるかということでございますが、現実と

して毎年進む社会・町内の高齢化や家族・世帯のあり方も大きく変わる中、空き家の増加およびそれがもたらす防災・環境衛生・防犯・景観等の諸問題は、今後一層深刻化することが懸念されます。

空き家の発生状況や管理状況は地域により様々であり、これら空き家が周辺的生活環境に及ぼす悪影響の未然防止と解消には、その実情や特性に応じた対応が求められます。そのため、空き家の発生を予防する「発生予防」、放置された空き家の維持管理および除去等の対応を図る「適正管理」、さらに空き家を地域の貴重な資源として有効活用を図る「利活用」を、この3点を大きな3つの柱として引き続き空き家対策に取り組んでまいります。

続きまして、7月の九州豪雨災害に対する町としての認識や、また、どのような教訓を得ておられるのかと、どのように生かしていくのかという問いをいただいております。

令和2年7月豪雨においては、熊本県を中心に各地に大きな被害をもたらしました。被災された皆様には心よりのお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方やそのご遺族には心よりお悔やみを申し上げます。

今回の災害については報道等で伺う内容が主であり、直接見聞をしていない者が何を教訓とするかに限界はありますが、2点申し上げます。

1点目は、今般の豪雨においては、長期にわたる線状降水帯の発生により、局地的に予報を超える大雨となりました。気象の予報にも限界がある中で、結果として早めの避難が身を救うこと、また避難指示等が必要であること。2点目は、コロナ禍という新たな環境下における避難所の運営でございます。住民の皆様が安心して避難するためにも、また感染症予防のためにも、避難所運営にはこれまで以上の対策が求められるところでございます。町としては、新たな環境下における避難所運営を行うとともに、住民の生命・身体を守るため、必要がある場合、躊躇することなく避難指示等を発令してまいります。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 私からは、空き家の部分の2点目および4点目から6点目まで、ならびに災害の部分の2点目から5点目までについて、お答えを申し上げます。

まず、空き家発生の予防に関してでございますが、今後も空き家の発生・増加が予想される中、現に存在する空き家への対策のみならず、新たな空き家の発生を未然に防い

でいことが不可欠でございます。そのためには、居住中から所有者としての管理責任ですとか意識を高める取り組みを進めるとともに、また、住宅の良質化や長寿命化等に向けた取り組みが重要であるというふうに認識をしているところでございます。

また加えて、万が一、住宅を手放すこととなった場合でも、一日でも早く次の利用者確保のために、空き家バンク制度の充実ですとか、新たな改修補助制度の創設等、支援制度のさらなる拡充についても、国や県の動向も踏まえつつ検討してまいりたいと考えておるところでございます。

1点飛ばしまして、4点目の空き家バンク制度に基づく登録者数の状況等に関するご質問でございますが、本町におきましては、平成30年3月に「空き家バンク制度」を創設したところでございまして、本年の8月末現在で5件の物件が登録をされておるところでございます。

現時点におきまして、この空き家バンク制度を通じた成約に至っている状況ではございませんが、それとは別の枠組みといたしまして、地域おこし協力隊としての任期を終えた6名の方のうち5名が本町に定住し、さらにそのうち4名が、これは空き家バンクに登録されておったものではございませんが、町内の空き家だった物件に居住しているということは、ひとつの成果として言えるのではないかというふうに考えております。

今後、移住者数を増やしていくためには、良質な登録物件を増加させていくことに加え、町外の在住者が愛荘町に移住しようと思わせる情報発信が重要となってまいります。そのため、魅力ある空き家バンク制度の充実に努めるとともに、先ほどご答弁申し上げました補助制度の拡充等、移住希望者にとって魅力ある施策の展開を行ってまいります。

続きまして、中山道エリアの空き家・空き店舗の有効活用に関するご質問でございますが、現在、国においてはコンパクトシティの一環として、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」の形成に向けたまちづくりを推進しているところでございまして、本町におきましても本趣旨に賛同し、中山道・近江鉄道線愛知川駅・観光拠点が集まる区域を中心エリアとして位置づけ、「愛荘町ウォークブルタウン創造事業」に本年度より着手したところでございます。

本事業におきましては、議員ご指摘いただきました中山道エリアの空き家・空き店舗対策も大きな柱の1つとなっているところでございまして、このエリア内における空き店舗等の実態調査でございますとか、マッチングの事業に取り組んでいくこととしているところでございます。1軒でも多くの店舗を呼び込むことができるよう、関係団体等

との連携を図るとともに、町の西の玄関口となる近江鉄道愛知川駅の機能強化、地域資源を活かした各観光拠点等のネットワーク化により、本エリアはもとより、町内の周遊度を向上させ、賑わいあふれるまちなかの創出に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その次、「空き家」の最後でございます、空き家対策協議会に関するご質問でございます。現在、町においては「愛荘町空き家等対策協議会」を、議員も先ほどご質問でご言及されておりました「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に規定いたします法定協議会として設置をいたしてございまして、空き家対策等について議論を行っているところでございます。

本年度の同会議の状況でございますが、7月に本年第1回目の会議を開催いたしまして、空き家を取り巻く現状ですとか、町が抱える課題等について共有を行ったところでございます。今年度はさらに2回の会議を開催し、特定空き家等の認定基準、また、先ほどから答弁させていただいております新たな空き家改修補助制度等についてご議論をいただく予定にしております。

空き家対策につきましては、町および地域、不動産等を取り扱う関連事業者、大学等の関係主体が各々の役割や責務を認識し、相互に協力・連携を図っていくことが求められており、本協議会を通じまして活発な議論を進めるとともに、総合的かつ計画的に空き家対策を進めてまいりたいと考えております。

続きまして「災害」のところでございますが、2問目の防災訓練を通じた避難情報の伝達等に関してでございますが、現在、町においては、年1回の町主催の防災訓練に加え、各自治会等が実施する防災訓練への職員の派遣等を実施しているところでございます。議員ご指摘のとおり、災害時における適切な避難のためには、適切な情報伝達に加え各自治会や各住民の皆様の意識づけが重要となっております。今後も、訓練の機会を積極的に活用して、町の情報発信内容の周知ですとか、自治会との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして3点目、ハザードマップでございます。町においては、平成30年に洪水・土砂災害ハザードマップに加え、非常持出品リストや避難の心得、避難情報の種類と取るべき行動等の災害に関する情報を記載した「防災ガイドブック」を作成し、全戸配布したところでございます。なお、同ガイドブックにつきましては、今年度、浸水想定範囲等の見直しですとか、今回の新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策を追記

した改訂を行う予定にしておるところでございます。この改訂するガイドブックにつきましては全戸配布を行うであるとか、各自治会等が実施する防災訓練や出前講座等の場面を通じて、住民への周知を図ってまいります。

続きまして、個別受信機に関するお尋ねでございます。現在実施しております防災無線個別受信機の更新工事につきましては、現在、機器の製造、また近畿総合通信局との周波数帯の調整、また個別受信機をどう配布するかといった方法の調整等を実施しておるところでございます。業者と担当との間で月1回の工程会議において進捗管理を実施しているところでございますが、現時点のスケジュールにつきましては、11月を目途といたしまして個別受信機の交換作業を開始するとともに、2月にこの作業を完了させたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、「共助」の意識に関するご質問でございます。災害発生時の被害軽減のためには、自助・共助・公助のいずれも欠かすことができません。町として自らの地域は自らが守るという意味である、議員お尋ねの「共助」に対する意識の向上に向け、各自治会が実施する防災訓練への職員派遣や、防災研修・出前講座等を通じて、地域の防災力強化を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、3点目の「空き家への生活安全の観点から、どのような対応を取っているか」につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

現状、問題がないように見える空き家でありましても、そのまま放置することによりまして、建築物等の老朽化を招き、周辺や地域の居住環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念をされます。

空き家の管理は、第一義的には所有者が責任を持って行うことが基本となるため、地域住民や自治会から管理不全に対する通報等があれば、該当物件の所有者を特定し、文書による指導等を行い、改善を促しております。

一方で、そのまま放置すれば周辺に悪影響を与える管理不全な空き家につきましては、危険を除去するための適切な対応を講じる必要があり、老朽危険空き家の除去を促すため、特定空き家等の認定基準につきまして、今年度中に制定してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、最後の「災害」の6点目、「独居や高齢者など災害弱者世帯の避難に対し、どう対応していくのか」について、お答えいたしたいと思います。

町では、「愛荘町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、高齢者や障がいを持っておられる方、妊婦さんなどの、災害時に自らの力で避難をすることが困難である方を対象として、地域の皆さんの協力を得て避難のお手伝いを行う「避難行動要支援者支援制度」を設けております。この支援制度に基づき、災害発生時の支援を希望される方から、事前に要支援者登録申請を受け付け、個別調書を作成しております。

この調書は、あらかじめ要支援者の避難などを支援していただける方にお渡しするとともに、災害発生時にも活用できるよう、自治会長や民生委員、消防署などにも必要な情報を提供し、有事の際に連携した対応が取れるようにしております。以上、答弁いたします。

○議長（河村善一君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田です。今ほどは前向きな答弁、大変ありがとうございます。そのうえで、再質問をさせていただきます。空き家対策の推進、このことともう1点は、災害に強いまちづくりの推進について、この2項目の再質問をさせていただきます。

今ほどもご答弁をいただきました空き家の管理は第一義的には所有者が責任を持つて行うということが基本で、地域住民や自治会から通報などがあれば対応すると、このようなご答弁をいただいたと思っております。そういったことにおいて、町内においてどのような事例が発生し、また、これらのことについての対応策を取っておられるのか、このことについて、わかる範囲内で結構です、所見をお伺いをいたします。

それと2点目は、空き家の取り組みは行政だけでは到底限界があると思われれます。住民などを巻き込んで今後どのように展開をしていかれるのか、そのことについても所見をお伺いをいたします。

3点目は、有村町長に再質問をさせていただきます。台風シーズン到来を迎えております。強い台風10号は、特別警戒報、伊勢湾台風並みと言われております。こういった勢力まで発展し、今後、西日本に上陸の恐れもある、そういう見通しを報じております。気象庁は9月3日に国交省と合同で臨時記者会見をし、記録的な大雨・防風・高波などの恐れがあり、最大級の警戒を呼びかけています。常日頃、町長は、防災は大変大事だ

と、このことを強く言っておられます。あらゆる災害から住民の命と財産を守るために、町としての取り組みというか、その所見をお伺いをいたします。以上3点、よろしくお願いをいたします。

○議長（河村善一君） 産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、再質問の1点目でございます「管理不全に対応すること」につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

事例といたしましては、屋根瓦の飛散、またエアコン室外機の農作物への脱落、窓ガラスの破損、壁面の剥落など、保安上危険となる恐れがある物件につきましては、所有者に対しまして通知を行い、応急修繕また飛散防止等の対応を取っていただきました。

また、雑草が繁茂し動物等の棲み家となり衛生上有害な状況や、著しく景観を損なう状況が生じていた案件につきましては、所有者に対して通知を行い、除草等の対応を行っていただきました。

町におきましては、引き続き文書等によります指導を徹底してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 2点目のご質問に関しお答え申し上げます。

まさにこの空き家の問題というのは、直接、私有財産に関わる問題でございますので、行政だけでもその解決は困難でございますし、逆に民間だけでそれを解決せよというのなかなか困難な問題であり、行政・民間がそれぞれ手を取り合っていく必要があると考えております。

特に住民の方であるとか不動産の所有者さんをお願いしたいこととしてはまさに、先ほどもご答弁申し上げました適正な居住中から管理責任の意識を高めていただくことですとか、まさにそれ以外であっても、例えばよく散見されるのが、所有されていた方がお亡くなりになられて、お子さんは町外であるとか県外に住まわれていると。ただ、登記はそのまま亡くなられた方のものままであったりして、相続登記がされていないので我々としてもなかなか所有者を追いきれないと。結局どこに、どなたが本当の権利者なのかというところがなかなか把握できないであるとか、仮に把握できたとしても相続人が多岐にわたるため、その調整が非常に煩雑になるといったこともございますので、そういった空き家、家屋そのものの物的な管理と、あとは法的な登記上の管理というのは、そこはまさに住民の方々にぜひやっていただきたいという、そういう動機づけ

を我々としてしていかなければならないと考えております。

また、行政としても不幸にして空き家となってしまったものであっても、それが負債ではなく財産となって活用できるように、例えば補助制度の充実であるとか、また空き家バンクにとうろくしていただくための仕掛けづくりであるとか、そういった取り組みを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

いずれにせよ、繰り返しになりますが、行政でも民間でも、それぞれの力だけでは解決できない問題でございますので、関係機関等と連携しながら対応に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 最後に徳田議員からご質問いただきました「いよいよ台風シーズンを迎えていくが」というところでございます。

やはり徳田議員もご指摘をいただいておりますとおり、住民の生命・財産を守ることが何よりも大事であると考えております。躊躇なくそのような状況を迎えるというに際しては、避難指示等々を速やかに発令をしてみたいと存じます。

現在のこのコロナ禍の状況ということでもございますが、これからの避難所の運営については、このコロナへの様々なご不安ということもあります。またその感染をしっかりと抑えていくということが大変肝要でございますので、よりこの部分に関しては備えをしながら、職員の皆さんと住民の皆さんに安心してご避難をいただける環境をつくっていきたいというふうにとらえております。

まさにこの週末、沖縄・九州の方々、その自治体はまさに今準備、住民の方々を含め行っていらっしゃる最中だと存じます。引き続きこの10号もしっかりと情報を収集しながら、またこれから迎えていく台風、そして様々な自然の動きに際しても、より注意を深く、また早く、常に構えていきたいというふうにとらえております。

○議長（河村善一君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） どうもご答弁ありがとうございました。再々質問ではありませんが、ちょっと紹介をさせていただきます。

昨年の9月24日にゆめまちテラスえちで、夕方、県の防災カフェの会議がございました。そこに日赤の方、そして私も参加をさせていただきました。その中の講師でいらっしゃる京都大学の防災研究所の矢守克也教授がご出席をされ、特に今回の「避難指示に一本化の決定」と、こういうことで、これは年明けの次期の通常国会に災害対策基本

法の改正案を提出し、2021年度の梅雨時期から運用開始と、このように新聞では報じられていました。このことに対しコメントを寄せられています。

特に大雨洪水警報レベル4の中に、避難指示と勧告が混在するという複雑さが解消したことは一定の評価ができる。ただ、表現を変えるだけでは不十分だと、このようにおっしゃっています。避難指示という情報と実際の行動を結びつけるには、河川の状況など自分の周りで何が起きているのかを住民にイメージしてもらうことが大変重要であると。自治体は単に制度変更を周知するだけではなく、危険が迫っているという避難情報の意味を実感してもらえよう、平時から十分な説明をする必要があると、このようなコメントを残しておられます。

この紹介をさせていただいて、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（河村善一君） これで、9番、徳田文治君の一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を2時25分といたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時25分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を行います。

◇ 西澤桂一君

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤桂一です。私は、公共施設の個別計画と、そしてから当町の防災計画、その2点につきましてお尋ねをしてみたいと思います。先ほどの質問の中で重複する部分等があるかと思いますが。できる限り割愛してみたいと思いますが、もしも重複するようでしたらお許しをいただきたいと思います。

最初に、愛荘町公共施設（建物）個別施設計画についてお尋ねをいたします。担当課長にお尋ねをいたします。

8月5日、愛荘町庁舎等のあり方検討委員会から、「行政機能の配置の最適化に向けた具体的方針」が答申されました。今回対象とされましたのは、行政系施設・保健福祉系施設・町民文化系施設等の9施設であります。続いてほかの施設について、今回と同様に検討委員会を立ち上げて進めていかれるのか、それとも一旦立ち止まり、まず今回答申のありました施設についての実行を推し進めていかれるのか、その方法等につきま

してお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

今回、検討委員会からいただいた答申を受けまして、町としての方針と実行計画を速やかに作成する必要があると考えております。

一方で、個別施設計画において今後、方向性を検討するとされた子育て支援系・社会教育系・スポーツレクリエーション系の教育関係施設 15 施設の検討についても、早急に進めていく必要があると考えております。今回答申いただいた 9 施設について、町としての方針と実行計画の策定に目途がつき次第、教育関係の 15 施設について検討委員会を立ち上げて検討を進めていく予定でございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） ただいま回答いただきましたことにつきまして、確認をさせていただきますと思います。

確かに、ここで一旦立ち止まるというようなことになると、計画どおりの進捗ができないということになりますが、かといって今回ありました施設の対応を並行して進めていくというようなことでありますと、体制的にも非常に無理が生じるのではないかと、そのあげくがいずれも中途半端になってしまうのではないかと、このことが一番恐れているわけですが、先ほどご答弁いただきました中で、「実行計画の策定に目途がつき次第」という、ここが非常に気になります。やはり実行計画の策定に時間を取ってしまったと、次の計画に乗り遅れてしまうということになりますし、先ほども申しましたように、体力的にそういうことが本当に十分できるのかどうか。これは本来でしたら上部の判断が要るところだと思いますけれども、まずそのことにつきまして課長の考えをお尋ねします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

今回答申いただいた 9 施設につきましては、町としての方針と実行計画の策定に目途がつき次第ということでございますけれども、教育関係の 15 施設についても、早急に検討委員会を立ち上げて進めていくということでございますけれども、全体的なスケジュールというところが重要でございますので、そういったところがしっかりと立ち次第ですけれども、日程も含めて計画をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 私が心配しておりますのは、まず体力的に、両方を兼ねて進めていくことが本当にできるのかなと、今の陣容の中で。今の体制の中でじゃなくて、やはりそのところに専門性を持たせた体制をつくるべき必要があるのかなと。担当としてましてそういうところまでは考えておられないのか、そこを非常に心配しておりますので、その点を確認いたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

いろいろとご心配をいただいているというところでございます。具体の方針案ということで、検討委員会から答申をいただきまして、まず全体の部分で町としての方針を固めていくことが重要であると思っております。

そういった中で全体のスケジュールの方を、先ほども言わせていただいたのですけれども、作成をさせていただいたうえで、個別の実行計画というところでそれぞれ調整をさせていただくということになりますので、同時並行となりますけれども、特に庁舎等については早急に進めていくというところがございますし、あと、その他の福祉施設、公民館等含めまして関係する団体等がございますので、それも同時期に進めるということで、実行計画については若干あとになってくるのかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それでは、次には町長にお尋ねをいたします。

今回のあり方検討委員会で、「住民の利便性の向上」あるいは「多様化する行政需要に対応したサービスの提供」、「民間事業者による代替」など6つの基本方針を示されましたが、そのほかに整理対象となる建物の有効利用を考える観点も私は必要であると思っております。

パブリックコメントの中に三重県いなべ市の「にぎわいの森と庁舎を拠点にしたまちづくり」の提案がありました。これに対しまして「地方創生事業の先進地事例として今後の参考にする」と、非常に簡単な回答ということになっておりましたが、私はこれは非常に重要な視点を指摘されたと思っております。

ネットでは十分なことがわからずに、過日、現地に出向きました。広大な敷地に森と

庁舎が一体として建設されており、その森の中には地元の有機野菜や特産品を使った食肉加工店・フードブティック・パン・お土産・カフェなど、名古屋や大阪の有名店が店を出し、これとまた別に若い起業家によるテント販売が行われ、市内外から多くの家族連れや若い人を呼び込んでいました。しかも、これらの施設は単なる誘客のための商業施設ではなく、農業振興や生産・就農促進、商業・観光振興、市民協働の促進など、まちづくり・ひとづくりの拠点として位置づけられています。

愛荘町公共施設等のあり方において、単に集約化する、統合するといったような近視眼的な考えだけでなく、このような長期にわたるまちづくりの視点を持つことが私は大事であると思います。このことは検討委員会というよりも行政・議会の責任として考えなくてはならないことであると思います。このことに対する町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今回の愛荘町庁舎等のあり方検討委員会は、少子高齢化に伴い、社会保障費が年々増加をし、公共施設の維持管理費もますます増加をしていく中、変化する社会ニーズに対応して行政サービスを提供するとともに、持続可能な行財政基盤を確立していくため、将来世代に負担を先送りすることなく、積極的に施設の統廃合等を実行していく必要があるとの視点から、6つの基本的な考え方を定められ、各施設の具体の方針案を取りまとめていただきました。このことは、合併後、公共施設を概ねそのまま現在に引き継いできた愛荘町にとって、非常に大きな転機であり、最大限尊重し進めてまいりたいと考えております。

今ほど議員がご質問の中で、三重県いなべ市に触れていただきました。私も画像等々で、また資料等々でも拝見をいたしました。本当に西澤議員の実物、その1つのケースをしっかりと見てこようというそのフットワークに、大変敬意を持つものでございます。そういう実際を見ていただいたということは大変ありがたいなというようにも存じます。

いなべ市は、平成15年に北勢町・員弁町・大安町・藤原町の4町が合併された、人口約4万5,000人の町であります。町の面積も219.83㎢と、愛荘町の5倍以上の大きな町です。いなべ市は約235億円の合併特例債のうち、愛荘町は60数億円ということですが、約73億円を活用し、ご指摘の新庁舎を含む各施設を整備されました。それぞれの市町ごとに置かれる状況が異なるため、同じ手法をそのままとれるというよ

うにはいきませんが、時代に合致した行政のあり方の実現が必要です。「長期的な視点を持ったまちづくりが行政・議会にともに必要」とのお考えは、全く同感でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 何点かお尋ねをしたいと思います。

私もいなべものをそのまま見習えと、こういう話を言っているのではなくて、やはりそこに持ってありますポリシーとか考え方というのはしっかりと受け継いでいく必要があると、このように思っております。

それでお尋ねしたいと申しますのは、今回のあり方検討委員会には、経費面の情報は提供はされておられません。経費がどの程度かかるのか、こういう認識のない中での議論であります。言わば非常に正直なと言いますか、きれいな答申になっているんだろうなというように思いますけれども、この答申どおりに実行していくのは多額の費用が伴います。

さらに具体的な取り組みが進むにつれまして、利用者からの強い反発も出てくることも十分に予想されるものであります。これだけの事業を進めるには、町長の強い信念と指導力が欠かせません。部下に単に指示するだけでなく町長自らが町民に対してしっかりと説明し、汗をかいていく、こういった姿勢が大事だろうと思っております。そういった意味で、町長の決意をお伺いいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどご質問いただきました、説明等々を含めてこの件を前進させていただくには、町長の決意というものが大変重要であるということをおっしゃっていただきました。

まさに私がこの庁舎等のあり方検討委員会、そのごあいさつでもさせていただき、またこの議会の中でも答弁にも立たせていただいておりますけれども、やはり、特には経済が拡大をしてきた昭和の時代に様々な公共施設、当時は箱もの行政ということも言われましたけれども、そこから様々に社会情勢ということが変わってまいりました。やはり時代、時代にふさわしい形に行政も変化をしていく、また合併ということもより効率的な、また合理的な行政の実現ということが第一義的にあったものでもございます。

そんな点におきまして、これから約40年間で約460億円程度の公共施設の維持ということだけでお金の発生ということがしてまいります。そんな点におきましては、滋賀県下を見渡しましても、庁舎また分庁舎という形で運営をしているのは、19市町のうち

愛荘町のみということになっておりますけれども、ほかの市町でも様々なやはり住民の皆様からの、今まであったものが「なくなってしまう」であったり「統合されてしまう」であったり、その寂しさということは当然あると思います。その思いにはしっかりとご説明を申し上げ、その必要性ということをしかりご報告していかねばならない。「その意図というのはこういうことでございます」ということを、しかりお伝えをしていかねばならないと思っております。

特に答弁の中でも申し上げさせていただいておりますけれども、受益をしてきた、輝く建物の一番素敵な時代を享受してきた私たちの世代こそが、この課題に向き合わねばならないなというのが率直な思いでございます。そんな点では、私として今、責任ある立場に就かせていただき、この立場をお預かりしておりますけれども、後世の方々から見て、将来のまちにワクワクとした期待が持てるなというようなことをしかりと築いていきたいと思っておりますので、これは職員の皆さんも、実は今回、あり方検討委員会の一つひとつの議論を重ねるに際しても、担当課また関係課、本当に時間を費やしてくれています。相当なエネルギーをかけてくれています。それもひとえに、私はこのことを大変重要であるということをし上げて、そのことを皆さんも共有をしてくださって、お力を職員の皆さんも貸してくださっていますし、また、あり方検討委員会の中でも委員の皆さんが大変責任のある、また将来への視点ということを本当に入れ込んだ議論をまとめていただきました。

あと、西澤議員もおっしゃっていただいております金額の部分はどうなるのかというところ、これはまさに様々なレイアウト等々を、プロの視点も入れながら進めていかねばならないと思っております。ただ、いずれのメニューを取るに際しても、長期的な視点に立って、やはり行政サービスをしかりお届けしながら、また金額等々に関してはシビアに見ていきたいというように思っております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。

やはり町長がおっしゃいましたように、当初、この目的、どういうところに、将来負担をしかりと見ていくと。あるいは今お答えいただきましたとおり、行政サービスを落とさない、そういうところをしかりとやっていただく。私どももそのところを十分に理解して取り組んでいかなければならない、こういうように思っております。

それだけに、先ほど課長にも申し上げましたけれども、中途半端に終わってしまっ

はあかん。そこのところを一番心配しているわけです。特に私たち旧の秦荘町民にとってみれば、秦荘庁舎だけが整理されて、「あとのところはそのまま残っているやんか」と、こういうような事態になりますと、やっぱり「いったい何やったん」というようなことになっておりますので、そこのところだけはやはりしっかりとやり遂げていただきたいと思えます。

念を押すようではございますけれども、もう一度そこを、庁舎だけでなくすべての施設についてしっかりと取り組んでいくと、こういうことの確認をもう一度町長からお聞きしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

やはり一番大事なものは、私は、この前も安倍首相が退任の時に、「政治において最も重要なのは結果を出すことだ」と、「ですから、私はもうちょっとそれは体力的に」というようなお話もされておりました。やはり結果が大事ということですので、その点について町長はどのように考えておられるのか、もう一度その点をお願いします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えをしてみたいと存じます。

率直なところでおっしゃっていただいておりますのが、旧秦荘町の、特に住民の皆様としては寂しい思いというのは、その言葉に集約される点でもあると思えます。機能的な部分といたしましては、総合的な窓口、いろんな、今の住民票の発行等々のみならず、町が適用しております行政サービスのあらゆる部分に関しまして、しっかりご相談を受けられるという支所機能をしっかり、これはつくるということでございますので、そのあたりの住民サービスということはしっかり向上をさせていくということが旨でございます。

この部分で結果ということでもおっしゃっていただきましたが、結果に関してはたちまちに効果が出てくる部分も当然でございます。それは行政がよりスムーズに様々行政サービスを実行しやすくなっていく、今の部分でございますとやはり職員間の往来ということ、コミュニケーションがなかなか取りにくいところ等々がございますし、住民の皆様からしてもワンストップですべての事業が手続き完了しないところもでございますので、そのあたりに関しては、住民サービスというところはしっかり向上していきたいところが狙いの1つでございます。

また、すべての施設に関して、これはもちろんあり方検討委員会の第1段ということで、今回3系統の施設、またその他ということで警部交番ということでございましたけ

れども、その部分でさえなかなかこの 15 年、時間の経過は当然必要でございましたけれども、向き合えなかったというのも事実だったと存じます。

それ以外にも、これから第 2 段ということでやっていきたいなと思っておりますが、西澤議員もいろいろとお気を使ってくださってますように、今の陣容・マンパワー、このあたりというのはやはり、大きな市とは違いますので、いろんな成約はございます。けれども、意識高くかなり進めて、力強く進めてくださっている職員方は当然おられますので、そのあたり、過度な負荷というか、要するに中途半端にということは、なつてはなりませんから、そのあたりの進め方ということは慎重に、マンパワー等々とらえながら、また住民の皆さんにもこの件に関してはしっかりとご説明していきますから、そのあたりのすべての頃合いで皆さんが、そういうことであれば進めてよいなというふうに、よりご納得をいただきやすくしていくように心を配っていきなと存じております。

○議長（河村善一君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） それで答申を見ますと、秦荘庁舎につきましては、支所等以外に使用しないスペースは、維持管理コストを生じない措置を講じるとされています。いろいろと先ほどからもお話しいただいております中と、この答申だけを読んでしまっている中では、少し違うなど。やはり答申の中の今言いました「維持管理コストが生じない措置を講じる」ということですが、これだと大部分が倉庫とか物置になる可能性が高いのではないかなと、こんなような不安を持っております。

例えば、やはりいくつかの部屋に分けて貸事務所として貸すこともできますし、また、まちおこしを主体とする NPO や団体・起業家なども対象に活動していただくと。あるいは、身近なたとえになりますけれども、道の駅永源寺「奥永源寺溪流の里」というのが東近江市にあります。ここは 2015 年に旧政所中学校を改装して設立されたものでして、地元産の野菜や特産品の販売、地元食材による飲食などが行われており、非常に山奥の地でありながら、かなりの人気があります。高島市では、平成 27 年度に廃校になりました旧今津西小学校を民間に無償貸与して、キノコ栽培で地元住民の雇用を図っています。

このように民間と協働した施設の有効利用について、ぜひとも検討していくべきだと私は思っておりますけれども、このことについて町長、再活用についての考えがあれば、お伺いをしたいです。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 再質問いただきましたそれぞれの建物、これは特にということでは今、秦荘庁舎というようなことを冒頭ではおっしゃってございましたけれども、様々な町が持っている施設がございます。そのより適切なあり方ということが、これから議論を進めていくところも、それぞれの分野のものに関してもございますけれども、視点としてはやはり、有効活用・有効利用ということは常に思っていくということは正しいことであるなど存じておりますので、議員のお尋ねの視点を含めて、そのように考えてまいりたいなと思っております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） もう1点ですけれども、愛知川公民館・町民センター愛知川は解体するというように出ております。

先日、ブラジル人学校サンタナ学園を副知事とともに町長も視察をされたと思えますけれども、非常に劣悪な環境で子どもたちが勉強しています。教室と言いましてもトタンで囲まれ、夏は暑く冬は寒い、狭く三密の状態にある建物であります。

学園側ではかねてから適当な建物を求められておりますが、なかなか見つからないで困っておられます。最近、法人経営になったとも聞いており、この場所を提供することはできないのかと考えます。

これによってその地域が愛知中学校あるいは愛知高校、そして外国人学校という、ユニークな教育ゾーンになるのではないかと考えておりますが、ぜひ、これにつきましてもご検討いただきたいと思えますが、それについてどのようなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 特にということで、サンタナ学園のご存在に触れておっしゃってもいただきました。

今、その念頭にあるということが公民館ということでご発言いただきましたが、公民館はもともとその要に供するようにつくられてはいないものですから、それをそのままにということはなかなか、ちょっと今イメージが沸きにくいですが、様々な部分としてはいろんな検討は当然あるとはしながらも、現状におきましては、そのようなご意見がありということで拝聴させていただきたいと存じました。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） よろしく願い足します。それでは、再度担当課長にお尋ねを

いたします。

今回答申のありました施設について、どのように進めるのか。今回の答申でも、「でき限りのスピード感を持って進めること」が求められています。実行計画はいつ頃にできるのか、その目安についてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

今後、検討委員会の答申を踏まえまして、施設ごとに町としての方針を策定し、住民説明会を開催したうえで実行していく予定でございます。

住民説明会においては、役場庁舎に関して見直し後はどのようになるのか、各課の配置レイアウトなど設計し、増改築の内容や費用積算を含めて、具体的に実行計画をお示しする必要がありと考えております。

また、福祉施設や公民館・町民センターに関しましては、指定管理者をはじめ関係団体や施設を使用されている団体と協議・調整をしたうえで、実行計画を作成する必要があり、時間を要するため、町としての方針や検討のタイムスケジュールなどを住民説明会でお示しすることを想定しております。施設ごとに時期は異なりますが、できる限り速やかに実行計画の作成も進めていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問になりますけれども、「できる限り」というのは非常にあやふやなんです。先ほどの質問では、いつ頃なのか、その目途をとということを聞いておりますので、そのあたりをもう一度ご回答いただきたいと思っております。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 基本的には、先ほども言わせてもらったのですが、具体の方針案が8月5日に出たというところで、もう現在検討を進めておりますけれども、町としての方針をしっかりと固めたうえで、全体的なスケジュールも必要となつてまいりますので、今そのところを取りかかっているところでございます。

そのあとに実行計画というところで、ある程度、先ほど町長が申しましたように、プロの目、設計の部分についてはなかなか素人のところでは非常に難しい部分がございますので、そういったご意見を拝聴しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それでは、次の質問に移ります。先ほどの村西議員の質問とちよつと重複するかも知れませんが、具体的なこととなりますので、再度と言いますか、お聞きをしたいと思います。

今回の施設の中で一番関心が高く、かつ大変なのは庁舎の集約化であります。そこでお尋ねいたします。現在の愛知川庁舎でスペースは確保できるのか。愛知川庁舎の現職員数は123名。そこに4課1室47名が加わり、さらには保健センターを一般化することにより、これに代わる相談室や診察室の確保、一般の会議室等の確保は十分にできるのか。行政事務の質を確保するためにも、一定の余裕あるスペースが必要であると思えます。

2点目ですが、増改築はあるのか。あるとすれば、どの程度の面積・経費が必要になると見込まれているのか。以上、お尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

庁舎の面積については、役場庁舎として必要な面積をしっかりと確保したいと考えております。

庁舎として必要な面積の算定につきましては、多くの自治体が参考としている、当時の総務省「起債許可準備面積算定基準」「起債許可標準面積算定基準」に基づき算定される標準面積ですけれども、約4,436㎡をベースに、必要な面積の精査を行ってまいります。

愛知川庁舎の延床面積は3,791㎡、それと愛知川保健センターは656㎡で、合計4,447㎡となっております。標準面積はほぼ確保できている状態でございます。

ただ、現状の課題といたしまして、プライバシーを確保した診察室や相談室が不足していることに加えまして、児童福祉法の改正によりまして令和4年度までに、子ども家庭総合支援拠点機能といたしまして会議室・相談室・親子交流スペースの確保が求められておりまして、これら課題を解消するために新たなスペースが必要であると考えております。

今後、庁舎として必要となる面積を精査し、各課の配置レイアウトなど工夫しつつ、仮に増改築が必要となったとしても、できる限り必要最小限の増改築の設計を行って、費用の抑制を行ってまいります。増改築の面積や費用は、実行計画の中でお示しをさせていただきます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 村西議員の中で町長も答弁されていましたがけれども、やっぱり結果的に必要なんですよ、増改築は。要するに今のこの愛知川庁舎にすべてを放り込んでしまう、これはもうスペース的に無理ですし、行政の質がまず何よりも担保できないと思います。やはりしっかりと行政を進めていく、質を確保していく、それにはきちんとした建物と言いますか、館がやっぱり必要だろうと思っております。

今答弁がありましたように、そういうようなことをもっとしっかりと打ち出してもらってもいいと思うのです。必要なものは、一番大事なものは何なのか。要するに今後再々建物をなぶるわけでもありませんから、この際にやはり行政の質をしっかりと確保したものをつくっていくという、そういう考え方に立って、ただその中には、先ほどご回答がありましたように、要らないものはつくらない、そしてから費用は極力抑制をしていく、ここの基本だけはしっかりと守っていただくということはもう大事でありますけれども、やはり基本姿勢をしっかりと打ち出していかれるのが大事であると思います。次に質問に移ります。

庁舎について、現在の愛知川庁舎を本庁舎とし、秦荘庁舎は支所して総合的な住民サービス窓口を配置するとされています。ここで言われている「支所」とは具体的にどのような組織で、機能を持ち、業務内容を行うのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

地方自治法第155条において、「市町村にあっては支所または出張所を設けることができる」とされております。

「出張所」は、住民の便宜のために役場まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するに対し、「支所」は、市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌るとされております。住民サービスを総合的に行える窓口を配置することが想定をされているところです。

具体的な組織・機能・業務につきましては、現在、秦荘サービス室が実施しています業務に加えまして、ほかの分野の申請など幅広く受け付けられる等、住民サービスの向上を図っていく方向で、今後検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） そうしますと、今の状況よりは、出張所機能よりはさらに充実したものを置くと、こういうようなことをございます。

やはり、今まで合併によりまして役場がなくなりました町村では、出先機関の機能は乏しく、「本庁に確認します」程度の業務連絡役で窓口がなっていると。とてもじゃないですけど、そこに訪れた者はワンストップの行政サービスを受けられないというのが実態でありますから、ぜひともやはり今答弁いただきましたように、しっかりとこのあたりも、本庁に来なくても、支所であってもワンストップで対応ができるというような体制は講じていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。この夏は新型コロナウイルスの感染と今までにない豪雨で、九州3県をはじめ岐阜・長野・山形など各県で豪雨による大きな被害が発生しました。また、9月1日は「防災の日」でもあり、現に台風10号が接近しているとも言われております。そこで、当町における防災対策につきまして、担当課長にお尋ねをいたします。

最初に、愛荘町における災害による被害状況についてお尋ねをいたします。ハザードマップでよく100年確率・200年確率と言われていますが、愛荘町で終戦から今日まで水害により発生した被害の状況別（農地の冠水、屋内浸水、床上浸水、家屋の流失、その他）被害件数・発生場所・発生原因（越水、堤防の決壊）につきまして、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

水害により発生した被害につきましては、その規模・態様が多岐にわたり、網羅的に調査・整理することが困難であるため、現時点で確認できている代表的なものについてご説明申し上げます。

昭和28年9月25日に、台風13号により愛知川が東円堂地先で決壊するなど1,081戸、5,156人が被災しました。

また昭和34年8月12日から14日に、台風7号により愛知川1か所・宇曾川3か所が決壊し、東円堂・愛知川・中宿・市・川久保などで住家半壊2戸、床上浸水129戸、床下浸水372戸、多数の田畑が流失・冠水をいたしました。

また昭和34年9月26日から27日に、伊勢湾台風（台風15号）により宇曾川の決壊等で、荻間・東円堂・豊満・愛知川・中宿・川久保・石橋・長野・川原などで軽傷

者 76 人、住家全壊 1 戸、住家半壊 4 戸、床上浸水 475 戸、床下浸水 581 戸が被災をいたしました。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） それでは次の質問ですが、昭和 20～30 年代にかけて、室戸台風・伊勢湾台風など大型台風の襲来がまだまだ私どもの記憶にはありますが、先の一般質問中、一番大きな被害が出たのは、何年に、どこで、どのような被害があったのか。その時の浸水深はどれだけだったのか。また、その原因は越水か堤防の決壊かどうかということについて、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

現時点で確認できている最も大きな被害は、先ほど答弁させていただきました昭和 28 年 9 月 25 日の台風 13 号で、愛知川が東円堂地先で決壊し、首下まで浸水するなど、1,081 戸、5,156 人が被災した記録が残っております。

詳細な記録が残っておりますのは、先ほど答弁しました昭和 34 年 9 月 26 日から 27 日における伊勢湾台風であり、大雨および暴風による被害状況については、当時、宇曾川の決壊等で苅間・東円堂・豊満・愛知川・中宿・川久保・石橋・長野・川原などで軽傷者 76 人、住家全壊 1 戸、住家半壊 4 戸、床上浸水 475 戸、床下浸水 581 戸が被災したものです。

また、当時の浸水深につきましては、近江鉄道愛知川駅構内で約 30 cm、川久保では床上 1 m の浸水であったと記録されております。以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 今の 1 点目・2 点目に関しまして再質問をいたしたいのですが、やはり非常に当町におきましても大きな被害が生じているわけです。ところが一番最初に、「網羅的に調査・整理することは困難である」というようなご説明でしたけれども、愛荘町における、旧の秦荘・旧の愛知川含めてですけれども、こういう人の命あるいは財産、これをまもるところの災害に対する記録がしっかりできてないのかと、そこがやっぱり心配するわけです。

当然、そういう災害に対する記録は、原因とかその時の被害状況とか、そういうものは克明に記録に残して、やはり過去の検証、そして今後の政策に対してどう生かすのかというところで、非常に私は大事だろうと思います。

過去のことをののしつてもしようがないのですけれども、やっぱり今後は、せつかくこれだけのことを調べていただいたのですから、これだけの被害があったのかということですので、ぜひともこういった災害があった時には、きちんとした記録を残す、これをぜひとも検討いただきたいのですが、その点はどうお考えなのか、お尋ねします。

○議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　ご答弁申し上げます。

先ほど議員ご指摘のとおり、過去の被害状況等の記録が一定整理できていないんじゃないかという点につきましては、おっしゃるとおり、いろんな過去の資料を整理していきましても、県内の状況等は把握はできるのですけれども、町内の記録となりますと、どうしても記録が残っておらない部分もございますので、今後の被害状況につきましても、あわせて一定整理の方はしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君）　　4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君）　　お願いします。次の質問です。

当町において豪雨による洪水被害が発生しやすいのは、宇曾川沿いの沖、愛知川沿いの愛知川ニュータウン・長野新町・川原・山川原等と思いますが、町において認識されている危険箇所はどこなのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君）　　お答え申し上げます。

河川と密接し、過去に水位上昇による避難勧告や避難指示等を発令した地域として現時点において把握しておりますのは、山川原・川原・愛知川・長野西・長野新町・愛知川ニュータウン・淵ノ下・亀原・沖でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君）　　4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君）　　台風が襲来する都度、これら、今名前をあげていただきましたところに対しましては、よく避難勧告とか避難警告が出されております。それだけ危険性が高いということになります。被害発生を防ぐため、平素からはどのような取り組みが行われているのか。また、宇曾川・愛知川とも一級河川として県の管轄であり、県に対してどのような要求をしているのか。これに対して今までどのような改修とか対策が県の方から行われたのか、再質問としてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。避難勧告なり避難指示を防ぐための日常的な取り組みについてでございます。また、それと県の方に対してどのような要求をしてきたのかという点についても、お答えを申し上げたいと思います。

災害発生時の被害軽減のためには、自助・共助・公助のいずれも非常に重要であると考えておまして、当町といたしましては町自身の防災能力の強化に加え、自助・共助に対する意識の向上に向け、防災訓練等への参加の呼びかけ、各種広報による啓発、各自治会が実施する防災訓練への職員派遣や、防災研修・出前講座を通じて地域の防災力強化を支援してまいりたいと考えております。

また、1級河川に伴う滋賀県への要求とのことでありますけれども、いわゆるハード整備という部分かと思われまして、河川管理者であります県が河川の現状を踏まえ、治水対策を計画的に進めるため、現在、第2期の滋賀県河川整備5か年計画がございます。この計画は、5か年に実施する河川整備事業をまとめたものでございますけれども、特に堤防の補修・修繕など緊急的に対応すべき事業や、今後新たな対策が必要となる局地的改修なども含まれておりますので、現状を踏まえた調査を都度依頼をしておるところでございます。

また、愛知川・宇曾川につきましては、湖東圏域の河川整備計画や、県の下線整備に関する方針に基づき、一定、堤防の整備ができていくというふう聞いておりますが、洪水による被害の軽減には河川の適正な維持管理、特に流下能力が確保できるよう、河川内の草刈りや浚渫・川ざらえ、河畔林の管理等、地域住民の安全・安心を確保するために、毎年要望をしておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

いずれにいたしましても宇曾川・愛知川、上流にはダムがあります。雨量が想定を超えれば、ダムの決壊を防ぐため緊急放流が行われてきました。そのため、当町でも浸水の危険にさらされることがたびたびありました。

最近、国や県では計画放流が言われておりますが、具体的な行動計画は作成されているのか。町長も以前、全員協議会で知事に対してこのことを要望したと話しておられましたが、作成されていないようであれば、関係市町で共同して要望を行うべきではないかと考えますが、このことにつきましてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えします。

各地の水害の激甚化、豪雨時の当町、河川愛知川の状況を踏まえ、一昨年より、住民の生命・財産を守るため継続して町長から県知事へ、永源寺ダムの運用改善を含めた治水対策を強く要望してまいりました。

その結果が実り、永源寺ダムをはじめとする既存ダムの洪水調整機能強化に向けた事前放流に関する治水協定が、5月に締結されました。その中で、事前放流の実施方針や実施判断条件が策定され、水害発生防止に向けた取り組みがより強化されました。

現在、国と県において事前放流の実施体制について河川法の手続きを進めていると聞いており、完了次第、当町を含む関係機関へ説明される予定と伺っています。以上、答弁といたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をいたします。

8月11日の全員協議会で町長から、県とのやり取りの中で、永源寺ダムについて9月から水位調整が行われることになったというような報告がありましたし、ただいまもそのような答弁でございました。これは、町長のご努力もあると思いますけれども、やはり全国的な集中豪雨に対する洪水対策として、国において治水ダムの判断効果が見直されたことによるのが大きな原因であつたらうと思っております。

そこで質問なんですけれども、町長の報告にありました「水位調整」というのはどういうことなのか1点。2点目が、関係による治水協定に愛荘町は参加できるのかというのが2点目。3点目として、町として必要なのは豪雨時の緊急放流に対する愛知川ダムの具体的な運用方針と放流に係る情報伝達であります。この内容を十分に承知されておられるのか。4点目ですが、そしてこの情報を町の避難にどのように活かしていかれるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えします。

まず1点目の「具体的な洪水調整機能強化数値基準はあるのか」というご質問でございますが、永源寺ダムでの取り組み内容としましては、事前放流となる6月から8月までは水位が常時満水位から最大0.5m低下させることとなり、最大50万m³の洪水調整可能容量となります。

また2点目の「治水協定に愛荘町が参加できるのか」というご質問であつたと思いま

すが、治水協定の締結者は河川管理者とダム管理者・関係利水者であり、永源寺ダムの場合、河川管理者は近畿地方整備局と、ダム管理者は県農政水産部長、ダム利水者は淀川水系土地改良調査管理事務所長・関西電力株式会社等となるため、当町は協定締結者に該当しておりません。ちなみに、愛知川沿線の水防管理者となっております。

また3点目の「当町がその治水協定によって避難情報の伝達や避難情報が変わる点について」でございますが、今回の治水協定やガイドラインにつきましては、洪水被害の回避・軽減を図るため、一時的に洪水を調整するための容量を確保するための事前放流を実施することを決定されました。このことから、永源寺ダムから情報伝達されます放流決定や、町が住民の方々に発信いたします避難情報については、特に変更される点等はありません。

4点目のご質問の、今の3点目の質問と類似した質問かと考えておりますが、従来から永源寺ダムの放流におきましては、関係沿線市町へファクスをいただきまして、町の広報やホームページ・防災無線等で情報伝達を行っております、最大放流量を周知しているというところで、一定その運用につきましてもこの治水協定が締結されたというところで、変更等をする予定は今のところ考えておりません。以上、答弁いたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今、治水協定で当町は関係しないと、こういうようなお話だったのです。これは6月18日の新聞なんですけども、「県内10ダムの事前放流開始」ということで、この中に5月25日に「県や市町、利水者の土地改良区などが云々」というようなことが、「淀川水系治水協定を締結し」というようなことが書いております。

一方、木曾川の水系等の協定書等を見てみますと、多くの市町がそこには関係しております。やはり、関係しないということでしたが、その解釈と言いますか、どういう考え方で、愛荘町なり東近江市というのは沿線で非常に被害を被っているにも関わらず関係しないのか、意見が吸い上げてもらえないのか、そういう疑問を持つのは当然だと思いますが、その理由をお尋ねします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 西澤議員の「治水協定の中で、沿線市町がなぜその構成員として名を連ねないのか」というご質問だったと思いますが、その治水協定の方で県内の市町の参画状況を見てみますと、市町では甲賀市・湖南市・栗東市・守山市・野洲市が参画しておられるのと、また近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町も参

画しておられます。

ただし、この市町につきましては、一定、蔵王ダムであったり野洲川ダムを管理されているというところで、そのダムの管理区分として市町がそのダムを管理している中になっておきまして、当町におきましては永源寺ダムは、先ほども申し上げましたとおり河川管理者・ダム管理者・ダム利水者には該当しておりませんので、その協定には参画をしていないというのが、そういったことに基づいてのものだと解釈しております。以上、答弁いたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。それでは、次の質問に移ります。

町内で、宅地開発や住宅販売が頻繁に行われております。宅地開発許可条件として浸水対策を、また、販売時においてハザードマップに示されている浸水状況を説明するように、業者に対しまして義務づける必要があると思っておりますが、現状と考え方につきましてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えします。

町開発指導要綱に該当する開発業者に対しましては、特に浸水対策について条件を付すことはございません。当町だけでなく近隣市町も同様で、雨水排水に係る対策についてのみ指導しております。

なお、開発業者は開発面積に対する最大流出量を算出し、現況流下能力との比較するための水利計算書を提出いただき、確認等を行っております。

住宅販売におきましては、8月28日に規則改正され、宅地建物取引業者に対しまして、水防法に基づき作成された水害（洪水・浸水）ハザードマップを提示し、対象物件の概ねの位置を示すことを義務づけされました。町としましても、今年度更新します防災ガイドブックに基づき、宅建業者から問い合わせがあれば対応してまいりたいと思っております。以上、答弁いたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問いたしますけれども、宅建業者あるいは販売業者、これはわかりました。ところが、当町に転入されている方が多々あると思っております。この方につきまして、ハザードマップの説明と言いますか、ここはこういう状態ですよという、そういうことの説明も事前としてしっかりとしていく必要があると思っておりますが、現状と考

え方をお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） お答えします。

法改正し、宅地取引業者には土地等購入者の方へ一定の説明責任を果たすことを義務づけられました。このことから、宅地取引業者ではなく転入される方への最寄りの避難所の位置や、家庭でできる水害対策、日頃からの備えなどは、引き続き窓口等で啓発や指導を行ってまいりますし、そのほか、訓練や出前講座等で関係課から指導や啓発を行ってまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 6点目としまして、実はハザードマップのことにつきまして質問書を出しておいたのですが、先ほどの徳田議員の質問と重複いたしますので、せっかく回答いただいたのですが、この部分は割愛させていただきたいと思います。

ただ、徳田議員の回答の中にも、ハザードマップについてしっかりとした取り組みをやっていくというようなこととお話がありましたけれども、現に各集落とか自治会への出前講座等においてやっていくと、こういう回答があったのですが、この問題は私、実は27年12月の定例会で、「当該地域の実態に合わせた水難訓練を行う必要がある」と、一律的な防災訓練ではなくて、やはり地域に応じた実態的な訓練です。これを指摘させていただきました。その時、総務部長からは「想定浸水深の深い地域における訓練は必要だ」と、こういう答弁をいただいておりますので、その後、この訓練はできているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、今現在実施しております各種訓練につきましては、地震なり火災の時のシナリオのもとに今行っておりますけれども、この中で実施しております一時避難所への集合でありますとか、集合場所における人員の掌握でありますとか、また、まとまった避難所への移動等につきましては、いかなる災害時でも重要な基本動作と考えております。

議員ご指摘の浸水想定に基づいた訓練につきましては、大変重要であり、今後検討していく必要があるというふうに考えておりますけれども、いわゆる破堤ポイント呼ばれている部分や、また降雨量によって浸水のシミュレーションをつくらなければならない

こと、また、水害に特化した実働の訓練の実施はなかなか難しいといったこと等、水害の特殊事情もあることから、まずは防災マップを用いた説明会等で、水害に対する心構えの啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問です。

ハザードマップにおいて、一時避難場所が各集落において定められております。このうち防災拠点施設でもあります山川原地域総合センター・愛知川ニュータウン集会所は、水深が2m以上、中宿第一公民館・長野西公民館・長野新町新友館・百々草の根ハウスなどでは水深が1～2m、そのほかの多くでも50cm以上となっています。これは一時避難所とは言いましても、このような状態が考えられるところを避難所とすることについての考えを問います。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

災害対策基本法では、一定期間滞在をし、避難者の生活環境を確保するための指定避難所と、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所があり、各自治公民館や集会所につきましては後者に指定しており、「一時避難場所」と呼称しております。

この一時避難場所につきましては、避難情報が発令されたり、水害や土砂災害が発生することが予想される前の一時的避難や、各自治会における避難時要配慮者、隣接している家屋、高齢者世帯の避難確認をしていただき、安全を確認いただいた後、指定避難所への誘導を実施していただく一時的な避難場所でございます。

また、事態の切迫性によっては、一時避難場所を経ずに、直接、避難所等へ誘導していくこととなります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問になりますが、さらに拠点避難所である愛知川小学校、福祉避難所であります福祉センター愛の郷、ここでもやはり水深が0.5～1mとなっております。

こういうところにつきまして拠点避難所としていることの適宜につきましてどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） お答え申し上げます。

指定避難場所、いわゆる拠点避難場所である小学校につきましては、垂直避難が可能であるため、施設の立地状況・構造・階数および用途の観点から、安全で適切な避難施設であると考えております。

福祉施設につきましては、指定避難所での生活が困難な高齢者・障がい者などを対象とする施設ですが、浸水履歴や浸水予想等を踏まえたうえで、浸水した場合であっても一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できていることから、愛知川地域については愛の郷を指定させていただいております。

具体的に申しますと、愛の郷に関しましては駐車場よりスロープで建物全体を上げており、施設内には1段高い部屋も存在をしております。

また、被害状況に応じては標高の高い秦荘いきいきセンターや災害協定を締結している他施設への移動も視野に入れて考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） もう1点、再質問をいたします。

先ほど村田議員の中で、避難所のコロナ対策ということの話がありました。三密を避けるとか、1人当たりの面積をとというような話でしたが、この一時避難所あるいは拠点避難所、これにつきましてこの考え方はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、ちょっと待っていただけますか。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時32分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

拠点避難所と一時避難所ということでございましたけど、先ほど村田議員に対するご答弁で申し上げた点につきましては、主としてここでいうところの拠点避難場所にお

ける感染症対策について述べさせていただいたところでございます。繰り返しになりますが、一定度の距離の確保であるとか、パーソナルスペースの確保、また発熱等の症状がある方につきましては専用スペースの確保をするであるとか動線を分けるであるとか、そういった対応を講じることとしているところでございます。

なお、一時避難場所についてでございますが、まさにこれは先ほど一時避難場所の定義の場面でも申し上げましたとおり、あくまで拠点避難場所に移るまでの一時的な避難場所でございますので、とりあえずはここに一度集まっていただいて、そのあと、ある程度設備等が整った拠点避難場所に移っていただくということを前提としておるところでございますので、そこまでの厳密な感染症対策をそのまま取るというのは、現実的にもなかなか困難であろうかとは思いますが、そこについてはある程度、症状の有無を自己申告していただくであるとか、そういった水際の対策をしていくことが必要であるかとは考えております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問はタイムラインについての質問をしているのですが、これは先ほどの両議員の村田・徳田さんの中にもありましたので、省略をさせていただきたいと思います。次の質問に入ります。

2017年に水防法を改正して、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に「避難確保計画の策定や訓練の実施」を義務づけられております。当町にも該当施設がありますが、この確認はされているのか、お尋ねします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

平成29年に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設の管理者は、令和3年度末までに避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけとなりました。

町防災計画において定めている浸水想定区域にある対象施設は、37施設となっております。その中で計画が策定済みが14施設、訓練の実施が12施設と確認しております。

このことから、計画の未作成および訓練の未実施の要配慮者施設に対し、義務化となります令和3年度までに、担当所管課を通じて指導していきたいと考えております。以上です。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時37分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今ほどはすみません、説明不足というか、議員おっしゃられているように、要配慮者の利用施設の中には、小学校・中学校等教育施設も含まれております。そして町の、先ほど防災計画において申し上げましたように、浸水想定区域の部分に該当する施設につきましては、50施設、浸水想定区域と土砂災害の部分で言いますと50施設が防災計画の中で該当施設がうたっております。ですので、先ほど私が申し上げた部分につきましては、学校等の部分につきましては浸水の恐れがないという、浸水想定区域外の部分ですので、現在、学校等の、小・中学校の部分は含まれておらないということで、除かせていただいたということでございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） すみません、この防災ガイドブックを見る限り、学校も対象となっていますが。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時42分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 先ほど、すみません、私の答弁で学校関係という部分で、教育委員会の関係の部分につきましては、申し訳ない、議員おっしゃっているように区域の部分につきましては、浸水想定区域内の部分に入っておりますので、すみません、まず訂正させていただきたいと思っておりますし、そして私のお答えさせていただく分野の部分につきましては、福祉関係の部分で、学校関係等の部分でいうと、今現在、学童保育所等の部分は入っておりますので、その部分を含めた部分でお答えさせていただきますので、

教育部門につきましては、申し訳ございませんが、教育部門の方でお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ただいまのご質問の「水防法・土砂水害法の改正に」というところでございますが、幼稚園・小中学校につきましては、浸水想定区域ならびに土砂災害警戒区域に関係なく、地震・風水害、そしてまたプラスアルファの不審者、そういったものも含めまして、避難確保計画を「防災マニュアル」として作成を、どの幼・小・中も作成をさせていただいております。

また避難訓練につきましても、だいたい月1回、それぞれ想定を考えながら実施をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 診療所の部分、病院か個人の病院関係、また診療所と言われるクリニック、また歯科医院等につきましては、先ほどの私の数字に入っております、今現在、計画の方はまだできておらないところもございまして、その辺、先ほども申し上げましたように3年度末までに作成していただくよう、関係各課の方から働きかけをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

災害時に支援が必要な人の情報を集め、民生委員や自治会などと共有する「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられております。さらに避難方法や支援者を決めておく「個別計画」の作成も求められておりますが、この実施状況についてお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

避難行動要支援者名簿につきましては、関係各課から異動情報を入手し、年2回（6月と12月）更新作業を行っております。最新版は7月末時点の情報でつくっております、登録者数につきましては5,358人でございます。

また、個別計画としております個別調書につきましては年1回、登録者本人に変更の更新の有無を確認し、必要に応じて個別調書の更新をしております。現状としましては、7月末時点で個別調書の作成者数は153名という状況でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） これらは、この情報はやはり個人情報になると思いますけれども、やはり浸水状態になりますと民生委員や自治会の役員だけでは対応は非常に無理です。そのためにやはり周りの人々に日頃からの理解が必要であります、これに係るところの情報提供につきましてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） 今現在、その個別調書の部分の扱いは、今議員おっしゃられましたように自治会長・区長さん、また消防署等と情報を共有しておりますが、おっしゃっていただいておりますように、個人情報の関係でそれ以上の部分は公表はして居らないという状況です。

議員ご指摘のとおり、災害時にその名簿を持っておられる方がその対応ができるかどうかというのは、本当に難しい点もございます。その辺、福祉課としましては、地域の方で見守りが必要な人等の会議の中で、そういう方の支援等を進めていただく中で、またその個別調書を出されている方に対して、その部分、個人情報等を対応を理解いただくというか、同意をいただく部分も踏まえて対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それでは、最後の質問になりますが、ため池ハザードマップについてお尋ねをいたします。

町内には10か所の、ため池重要水防箇所があります。地震や豪雨で決壊した場合、下流に被害が出る恐れのあるため池を、国の基準に従って指定されたものであります。ハザードマップ作成状況につきまして、お尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 西澤議員の「ため池ハザードマップの作成の件」について、お答えをいたします。

当町の防災重点ため池は10か所あり、ため池ハザードマップの作成は8か所完了をしております。残り2か所につきましては、ため池付近に民家がなく家屋に影響がないことから、ハザードマップの作成はいたしておりません。以上です。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問いたします。

当初の重点ため池は 10 か所と、こういうようなご回答でございましたが、当初にはそのほかにも、東円堂にため池、大きな調整池があります。それを入れますと 11 か所ということになりますので、やはり非常に大きなため池でありますから、そのハザードマップは関係しないのか、お尋ねをしたいと思います。

それともう 1 点、やはり愛知川沿岸土地改良区が絡んでおりますところの竹原、そしてから今回できる上蚊野、そういったところのそういう面でのハザードマップについてはどのような関係になるのか、これは町との関係です、どのようになるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

防災重点ため池が 10 か所制定された経緯でございますが、もともと愛荘町の地域防災計画の中で、重要水防溜め池というのが 10 か所ございました。それが 30 年の豪雨により多くのため池等が決壊して、新たな基準が公表されたということで、このことを踏まえまして防災重点ため池というようなことになりまして、その時に重要水防溜め池の 10 か所が防災重点ため池の 10 か所ということになっております。

今の愛知川調整池の部分につきましては、もともとため池とかいうことではなくて、愛知川沿岸土地改良区が新設したため池というところで、入ってくる水に関しても管理を十分されているというところで、防災重点ため池にはなってございません。

あと、沿岸との絡みということでございますが、愛知川沿岸土地改良区が管理しておりますため池につきましては、今、西澤議員がおっしゃっていただきました竹原のいずみため、円城寺の円城寺ため、愛知川の調整池という 3 か所があります。それと今計画をされております上蚊野にも調整池ができるというところで、愛知川沿岸土地改良区が管理をしていただくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（河村善一君） これで、4 番、西澤桂一君の一般質問は終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩といたします。4 時 10 分から再開いたします。

休憩 午後 3 時 52 分

再開 午後 4 時 10 分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

◇ 辰己 保君

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。今議会の一般質問は、大きく、ゆめまちテラスえちの活用について、そして2つ目は新型コロナウイルス感染症の対策について、質問を行います。まず1番目についてはまた詳細に質問を行っていきます。

1番、ゆめまちテラスえち条例と活用・運用について質問を行います。

6月議会では、県下で唯一残っている旧愛知郡役所を活かし、県下で大切にしてきた地域共学を重視した愛知高等学校の存在を意識したまちづくりを訴えたところです。今議会では、その視点を踏まえつつ、町の施設管理のもとで業務委託する施設活用が、町の顔とする理想の施設になり得るのか危惧する立場から、条例を踏まえつつ活用・運用について質問します。

まずはじめに町長、開設して4か月、ゆめまちテラスえちは、条例の第1条および第3条の具現化、そして条例全般に基づく運用が行われているのか、お聞きいたします。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 現在、1階におきましては滋賀県麻織物工業協同組合に委託し、近江上布の機織体験や麻織物の後継者育成等の事業を実施しております。

また、2階においては企業の研修、子育てイベント、町内中高の授業の実施、子どもの自習室など様々なイベントを実施し、町内外問わず多くの皆様にご利用いただいているところでございます。これらの事業につきましては、当然に設置管理条例に基づいた事業となっております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 再質問するのですが、今言ったのは、極端に言えば貸館業務的なことを具現化と言っているにすぎないと思います。

それで、条例では第12条で「指定管理者に管理をすることができる」としているわけですが、委託業務はうたっておりません。なぜ指定管理を設置しないで委託業務とされたのか、答弁をもらいます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） お尋ねの指定管理者制度を活用せず委託業務と
しているという部分についてでございますが、まず、指定管理につきましては地方自治
法第 244 条に基づき、公の施設の管理権限を行政機関の管理代行として指定するもの
でございます。管理の基準や業務の範囲については、条例によって規定されるというこ
とでございます。

今回、麻組合に業務委託をしておる部分につきましては、この業務委託契約に関しま
しては私法上の契約に基づくものということで、1 階部分と 2 階部分のゆめまちテラス
えちの活用につきまして、2 階部分につきましては企画検討委員会でその運営方法・運
営の内容につきまして検討をいただくような形になっております。1 階部分のみについ
て麻組合に業務の委託ということで、業務委託の契約に基づき 1 階部分の運営をお願い
しているというような状況になっております。

○議長（河村善一君） 13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） 町長に聞きます。

なぜこの条例においては、条例は指定管理を一応うたっているのです。それをしないで
業務委託にしたのはなんでかということですから、町長政治判断でされたのですから、
町長に答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

条例の中におきましては、指定管理はできるということであって、指定管理を完全に
求めるものではございません。

また、なぜ業務委託にしているのかということでもございますけれども、この施設自
体は直接、町が主体的に企画運営をしていくということでございます。指定管理制度に
より年間事業者任せるということではなく、というのがその理由でございます。

業務委託をしている部分に関しましてということは、この当該の施設の 1 階で主に展
開をしていくことになる「地域資源を活かした交流の促進」に関して、「国の伝統的工芸
品である近江上布を軸とした地域資源の発信・伝承・交流を展開する業務」を有する、
このノウハウを有する滋賀麻織物工業協同組合に委託をしたというところでございま
す。

○議長（河村善一君） 13 番、辰己君。

○13番(辰己 保君) 今の長い説明で、結果としては別に指定管理がうたっている
と私も言っているわけで、なぜ業務委託にしたのかという部分をしたのかということ、
要するにこの条例でいけば、この業務をやろうとすれば指定管理が好ましいということ
で、「指定管理ができる」ということを組み入れているというふうに理解しているのだ
す、私は。すなわち、施設の一部のところを業務委託して、この条例でうたっているも
のが遂行できるということだけの、じゃあ、町長にその確認をしておきます。

○議長(河村善一君) 町長。

○町長(有村国知君) 現状の体制で十分、条例で目指しているところを果たしていく
ことができると、その目的を達成することができるという考え方のもと、現在のような
状況で運営をしております。

○議長(河村善一君) 13番、辰己君。

○13番(辰己 保君) そうでなかったらおかしいわけで、次の質問に移ります。

ゆめまちテラスえちの運用は、令和元年11月の議会全員協議会で示された資料には、
「麻織物工業協同組合と協働で事業を推進することに配慮が求められていることを踏
まえ、町との連携のもと各種事業を行う」と示しています。ここに記述している「協働
で事業を推進することには配慮が求められる」とはどういうことなのか、答弁を求めま
す。

また、「町との連携のもと、各種事業を行う」と言いますが、業務委託を契約している
中でどういう意味なのか、答弁を求めます。

○議長(河村善一君) まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長(西川傳和君) 「愛荘町ゆめまちテラスえち活用検討委員会」答
申において、近江上布等を施設活用の主軸とする方針が示されたが、その実現にあつ
ては、滋賀県麻織物工業協同組合との緊密な連携が求められている旨を示したものでご
ざいます。

町においては、答申も踏まえ、近江上布等の振興・活用等の事業を委託しているところ
ですが、同事業の効果的な実施にあたっては、ふれあい本陣など他の町施設や施策と
の有機的な連携が必要であり、お尋ねの資料についてはそのような表現としたところで
ございます。

○議長(河村善一君) 13番、辰己君。

○13番(辰己 保君) じゃあ、それなら、先ほどの話に戻るのですが、業務委託が

いったいどういう委託契約を結んでいるのか。段々、段々、そこがわからなくなってきました。要するに、この条例のすべてが励行される、当然それは業務委託であってもできるわけで、連携もしていつている。いったい、委託契約はどんなものなのか、かいつまんで説明を求めます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 業務委託の内容ということでございますが、業務委託につきましては、麻組合に現在、「地域資源の振興・活用」また「伝統産業の自主・自立性向上」に関する事業の実施について委託しているものでございますが、この部分につきましては町の施設運営の考え方であり「地域資源を活かした交流の促進」「誰もが担い手として活躍できる人材の育成」また「新しい人の流れをつくる魅力の発信」という、この3本柱を進めるとともに、かつ、その条例に明記しております3条での具現化に向けた取り組みであったり、そういった部分を含めた業務委託の内容になっております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） じゃあ、そこまで広げていけば、2階部分も工業組合が必要としてこないですか。分離して、それでいけますか。そこだけを確認しておきます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 2階部分につきましては、先ほどの説明の中で言いました3本柱の中の「地域資源を活かした交流の促進」という部分が一番大きい部分になっております。

近江上布の振興という部分で、1階のホール等を中心として運営をしていただいております。2階部分につきましては、今の3本柱の中の「誰もが担い手として活躍できる人材育成」という部分で2階の活用をしていくということでございますので、1階と2階の部分、2階に関しましては企画運営委員会で運営を協議・検討しているという状況になっております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 仕様書も見ました。これに基づいて契約がされているんだろうと思います。じゃあ、しかし、先ほど質疑でもあったように、館はゆめまちテラスえち、やっていただいていることは、業務委託は伝統産業を継承するための事業活動をやっている。町長、実際にその受託者の声を聞かれたことはありますか。そこだ

け確認をさせていただきます。そして、どういう声が寄せられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 基本的に、そちらでお勤めの皆さんであつたりということを想定されていらっしゃるでしょうか。様々、私もゆめまちテラスはよく足を運んでおりますので、非常に意欲的に彼らというか、受託をしてくれている麻織物工業協同組合の皆さんは、事業ということを実施していただいているというところがございます。非常に前向きに皆さん取り組んでいただいている、そのような声をいつも掛けてはくれてはおりません。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） なぜそのところを確認したのかといえば、連携の下で、先ほどの答弁でいろんなことを活動していただいているということをついていくので、そういう中で業務委託を受けながら限定的に契約を結んでいるにもかかわらず、なんぼ仕様書にそれだけがあつたとしても、確か委託料はそれに見合つて大きくとは思えないのです。見合つていると思っていないので、私は。ですから、そういうところで声を聞いていますかというのを確認しただけであります。

次に移らせていただきます。連携のもとでやるので、それに見合つた行動、町が、町の管理、全体をしているわけです。ですから、そういうふうな声がどれだけ聞いているかと、それにどう応えているかというのは当然伴ってきます。次の質問に移ります。

「近江上布および近江の麻を地域資源として主軸にした施設活用および運用」として、1階フロアを委託業務スペースにしています。そうすると、2階部分の活用は限られてくると考察します。そうした状況の中でどのように協働で事業活動を進展されるのか、事業展開について答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 4月の本格稼働以来、2階においては企業の研修、子育てイベント、町内中高の授業実施や麻関連の体験など様々なイベントを開催し、町内外問わず多くの皆様にご利用いただいているところでございます。

町では、本年6月に「愛荘町ゆめまちテラスえち企画運営委員会」を立ち上げ、これらのイベントに加え、住民の皆様が参加しやすい企画の検討や、本施設がより利用しやすい施設となるような仕組みづくりについて、ご議論をいただいているところでござい

ます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） なぜこういうことを聞いてくるかと言えば、先ほどの「連携して進めていく」、同時に「業務委託である」と。しかし、麻織物工業組合の力をすごく借りないと、このゆめまちテラスえちは進展させていけないと、私はそういうとらえ方をしているのです。業務委託では限界があるだろうと、そういうふうに思っているのです。

そういう中で、先ほど言ったように、1階部分ワンフロアは全部、工業組合、先ほどの質問で答弁が出ていますからね、1つ、要するに、2階を使われる時に下の業務に支障があるということを一定言われているところがあるわけでしょう、だから私は町長に、そういういろんな話を聞いたことがありますかというのを前提に聞いたのです。

ですから、そういうことを含めて、じゃあ、指定管理されてないために、1階と2階の使い方が変わってくると。じゃあ、そこで町長、改めて聞きます。2階部分の活用・運用を、今言われた、答弁の中の企画運営委員会に提示されていますか。そのところを答弁をいただきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 恐れ入ります、何を提示とおっしゃっているのが少し伝わりにくいところがあったご質問ではあるのですけれども、1階の部分に関しては麻織物工業協同組合さまが事業をしていただいているというところ、2階に関してはその連携がどうかということをおっしゃってらっしゃるのだと思うのですけれども、2階に関してももちろん、麻組合の皆さんが事業を、この間もこの愛荘の「麻」ということでやっていただいている、非常に好評であったというところは確かにございます。

とともに、様々な今、企画運営委員会の皆様がこの2階をより中心としながら、住民の皆様の様々な取り組みということを後押ししていく、またそこが活動の拠点となっていくようなものにしていくべく、企画運営委員会の皆様に様々な、今アイデアを出していただいている、ここで様々な組織、町内の皆さん、発議のこんな思いが町で取り組んでいきたいなというところをしっかりとサポートできるような、そんな拠点にするということの主眼として、企画運営委員会の皆さんがやっていただいておりますが、このことを踏まえて1階の皆さんはどう思っているのかということをおっしゃっているのかも知れませんが、そのあたりのゆめまちテラスえちが果たさねばならないこ

とということは、重々、私であったり、これは説明会でも申し上げましたし、また業務委託を受けていただくに際しても、そのことは麻組合さんもしっかりとご理解をいただいているというふうに存じております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 何を指して提示をされているかという逆質問をされています。なぜこんなことをあえて言ったのかと言えば、要するに、漠然とこういうふうな使い方、今答弁の中で、委員会が麻織物の仕事に対して、事業展開をして後押しをしてもらうことも含めて検討してもらおうとしているのか何なのか、そこの答弁のところがもう少し明確に聞き取れなかったのですが、何が言いたいのかと言えば、しっかりと、どういうつくり方、どういう扱い方をするのかということをしかりと、先ほどもそこは町に対して質問が出ているわけでしょう。しっかりと、町の管理施設なんですよ。町がどのようにしていくかということをしかりと明示しなかったら、工業組合も迷惑だし、委員会のスタッフの皆さんも迷惑です。答えをどこに導こうと、あなた方は何を求めようとしているのかというのをはっきりさせなきゃならないということで、私は言っているのです。

町長自身は過去の説明の時に、住民説明会の際に、ある自治会の会議に、そういう寄りに使っているんですかという質問が出た。その時に、飲食を伴うものでも結構ですよというふうな答弁を過去にされているのです。だから私は、いったい町はどんな施設を提示しているんだということを聞いているわけですよ。だから、さっきの答弁がありましたよ、貸し館業務、そういうことも含めている。だから委員さんやら当然、工業組合さんも、漠然と言っているだけでは工業組合さんは委託業務もするし、自分の仕事もするし、なおかつ求められている人材、いろんなものを、条例で求められているものを進めていくという、いろんなものをそこに含まさせているんですよ。ですから、はっきりと提案しないとだめでしょうということです、テーマを。

改めて聞きます。過去のそういう答弁からして、いったいそこはどういうふうに、2階はどういうものに使おうとしているのか。ここは町の考え方が必要なんですよ。「聞いて」ではないんですよ。町の方向性を示したうえでいろんな意見を求めるのですよ。漠然とした議論ではないんです。はっきりそこはしてください。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） まず、施設運営に関する町の考え方というご質問で

したが、これに関してはこれまでの住民説明会ですとか、議会の全員協議会等において縷々お示しをさせていただいているところがございます、繰り返しになりますが、1階部分については「地域資源を活かした」というところで、この観点について麻織物工業協同組合に種々の業務を委託していると。まさに議員が先ほどお示しいただいた仕様書等に基づいて、現在進めておるといところでございます。

2階部分については「人材の育成」という切り口で、各種セミナーやワークショップの開催でございますとか、企画展・発表会であるとか、多種多様なことに使っていただいて、情報発信であるとか住民主体の活動の支援であるとか、女性活躍、企業支援、居場所づくりなどを行っていくといところでございます。

そこにつきましては、先ほども課長から答弁させていただきましたが、2階においては既に4月以降、企業研修であるとか子育てイベントであるとか、町内中学校・高等学校の授業実施等において活用させていただいているところがございます。ただ、こういった形でワンショット、ワンショットの事業を行うのではなく、もう少しいろいろな切り口からそこで、2階部分で行う業務についてご議論をいただくために、企画委員会を設置をさせていただいて、ご議論をまさに賜っておるといところでございます。

企画運営に委員会におきましては、様々な切り口と申しましたが、既に前回第2回の委員会においては「企業の観点からの切り口」ということで、委員に参加しておるコクヨおよび近江鉄道株式会社の方から具体的な活用方針案等についてお示しをいただいて、今後はそういったテーマ別、委員の属性ごとに応じたテーマ別にご議論をいただいていくと。そういった形で進めておるといところでございます。

○議長（河村善一君）　ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行いますので、ご了承ください。

13番、辰己君。

○議長（河村善一君）　13番、辰己君。

○13番（辰己 保君）　それはきれいに、そこはもうこっちの議員の方から指摘があるので言いませんが、検討していただいている委員会からも、どういう施設を求めているんですかというような声があるわけでしょう。だから私は、町はどんな考え方を先に持っているんだということを聞きたいわけですよ。バクっと、確かにいろんなことを、条例に基づいているんなことがあるわけですよ。しかし、そんな事業が本当にあそこできらんだらうか。

先ほどエレベーターの求めがありました。じゃあ、裏に踊り場を利用してエレベーターを付けばいいわけですよ。そんな扱い方があれこれとするんだったら。町民がどんどんどんどん、町内外の人もどんどんどんどん、2階部分も中心にして使うんですよ。確かに、本当にあの階段というものが障壁になっている。だから、今鉄骨で階段をつけた横に、エレベーターをつくれればいいんですよ。それは別に私が質問しているわけではなくて、提案しているだけでいいんです。

なぜもう少し、本当に真剣にこの施設をつくらうとしているのかどうか。要するに、麻織物協同組合さんは、本当にしっかりしたビジョンを持っておられますよ、聞かせていただいたら。しかし、それをしっかりと、役場の施設なんでしょう、役場が受け止めてないんでしょう。政策監、工業組合からどういう情報を、どういう要請を、どういう提案を受けておられますか。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 種々、麻組合とはいろいろ、様々調整をさせていただいておりますけれども、やはり喫緊の課題としてあるのは、やはり後継者をどう確保するかということが1つ課題として考えていると。また、もう1点としては、もう少し市場開拓というところで、台湾等に対してももう少し売り込み等も図ってきたいというようなお声は聞いておりますし、ほかにも様々なお声は伺っておるところでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 人材育成、そこは麻織物の伝統産業としての役割はされていきますし、前の時からやっておられます。だから前の業務はそのまま引き継いで、あの中でやられているんですよ。改めて言うていただく、皆さんそれは共有していると思います。そこは単に2階部分にも、そこは当てはまっていかなとあかんのですよ、条例上。1階だけの話じゃないんですよ。しかし、工業組合さんは子どもさん、中学生やらもターゲットにして、どういうふうにするのかという努力を果たそうかという努力をしておられる、それを聞いているわけでしょう、当然。聞いていながら、どう対応するのか。じゃあ、そういうものも含めて委員会で協議をしよう。だから、町のビジョンをしっかりと先に示せと言っているんですよ。この仕様書に基づいて云々とか、条例に基づいてではなくて、じゃあ具体的に2階をどうするんだということを示せと言っているんです。次の質問に移ります。その指摘だけしておきます。

4つ目の、委託業務のもとで物品の販売は可能なのか。委託業務は限定的な契約がな

され、業務契約に基づいて委託料が支払われていると考えますが、契約書の範囲について答弁を求めます。

物販活動による利益が受託先の収入となるのであれば、指定管理制度の運用ではないのでしょうか。委託業務と指定管理制度の違いについて、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 麻組合には現在、地域資源の振興・活用および伝統産業の自立性向上に関する事業の実施について委託をしております。具体的には、小学生等を対象とした体験活動の実施や、織物体験、ワークショップの実施などを実施することとしているところでございます。

議員お尋ねの物品の販売については、来館者への利便性、満足度の向上のために行っているものと認識しております。

また、委託業務と指定管理者制度については、受託者が施設の管理権限や使用許可を有するものが指定管理者制度であり、物品販売の収入有無で決定されるものではございません。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 物品販売の収入有無で決定されるものではないと。じゃあ、給食センターは同じような活動をしていいということ、あなたは認めているのか。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お尋ね自体は仮定の質問でございますので、お答えは差し控えさせていただきますが、委託業務と指定管理者制度の違いといたしまして、あくまで「指定管理者制度」につきましては、いわゆる公の施設の管理権限をより効率的な運営等を目指す観点から、民間会社等を含め関係法人等にその管理権限を付与するものが指定管理者制度でございます、「業務委託」に関しましては、あくまでも私法上の契約、いわゆる委託契約でございます、そこはあくまで町と対象事業者の間で行われる契約でございますので、公の施設の管理権限の移管という行政法的な観点の世界と、業務委託はあくまで私法上・民法上の世界の観点的行為でありますので、そもそも法体系であるとか思想の観点から、そもそも論として異なってくるというところでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 説明はそのとおりで、だから、要するに指定管理が利益の云々、

収益を伴ったりするんだったら指定管理がいいわけで、私法上の、確かに行政契約なので、私法上の契約関係に値するわけで、ですから、しかし、そこにはそうした利益を生まないと、好ましくないとしているわけでしょう。そこも知って答弁してるんでしょう。

受託者は自らの収入とすることは不可、これは利用料金を指して私の資料にはしているわけですが、同じことで、結果としてあなた方が工業組合に材料を提供して、そしてこういうものをつくってくださいと言ってやっている段では問題はないでしょう。要するに伝統産業の事業としてやっているうちはいいでしょう。しかし、受託者自らが収入とすることは不可と。指定管理の方は、指定管理者は自らの収入とすることができる。だから、条例で指定管理の方はするし、契約の方は私的行為としてやるということでしょう。だから、収入は認めるんやね、この委託業務で。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 先ほど課長から答弁いただきましたが、あくまで委託契約で対象としている業務は、地域資源の振興・活用および伝統産業の自立性向上に関する事業でございます。議員お尋ねの物品の販売、これについては委託契約の範囲外となっております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） いみじくも、しっかり答弁いただきました。委託契約上において、利益を生む行為はされていないと、まあ言えば。それ外のことだと。外の行為を委託業務の範囲の中で、あの1階のワンフロアの中で、それは許可しているわけですか。貸し館業務として許可しているわけなんですか。それ外の行為は。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 販売につきましては、条例上、町長の許可を要するものとしており、組合においては町長の許可のもと実施しているため、条例の方に抵触するというものではございません。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 条例を持ち出して説明に入ってきたわけですか。「町長が認めた場合」、だからさっき言ったでしょう。ある自治会の寄りに、飲食を伴って、それも「町長が認めた場合」で適用なんですよ、ここには書いてないから。そんな都合のいい解釈して行って、何をしてるんだと。そのために工業組合は迷惑してるんだということを僕は言いたいわけ。だから、体よく、もう次の質問に移っていくけども、次の質問にする

わ。

5番目の質問。指定管理かどうかという点で、委託業務仕様書の委託業務と条例の整合性をお聞きします。委託契約は、仕様書の業務を詳細に示した契約なのか、答弁を求めます。仕様書に基づいた契約、契約の詳細、これについて答弁をいただきます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） ご質問への答弁になりますが、繰り返しになりますが、麻組合には現在、「地域資源の振興・活用」および「伝統産業の自立性向上」に関する事業の実施について委託しており、本事業は条例の第1条にある「ものづくりの伝統を活かした地域の活性化」および第3条の「地域資源等に係る調査、情報収集および発信」、「ものづくり工房等を生かした地域の魅力づくり」の趣旨に合致していると認識しております。

また、同契約については、通常の契約行為と同様に仕様書を示したうえでの契約となっております。以上です。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ますます、こういうことを聞いていると、業務委託、委託契約していることの限界というものがより一層見えてくるし、質問する中で答弁がどんどんどんどんと、ご都合のいいところでつまみ食いの答弁になると。

要するに、何でもありでしょう、2階、こうなってきたら。ここだけ、1つだけ聞いておきますわ。2階の使い方はまさに貸しホール、要するに町民センターという認識でいいのかどうかだけ、町長に聞きます。あなた自身が、そういう提供はできますと言ったし、町長が認めた場合は貸し館できますということを言ったんだし。だから町民センターと同じようなことは、あそこは、2階は使えるということの確認。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 2階に関しましてのご質問でございます。

様々、今ほどもご質問の中でご意見とともにご発言いただいておりますけども、私が住民説明会等々でも申し上げていること、また2階の部分に関して今、企画運営委員会の皆さんが本当に貴重なご意見をいただいているところも含めてなんですけど、やはり住民から愛される施設になっていくということが大変重要である、その場としての2階ということでもございます。私は住民の皆さんが使いたい、それは字の会であったりとかそれぞれ団体の会であったり、当たり前じゃないかと。あれだけ立派なスペースがあつて、

それを使っただけでないなんてことは、当然ないんです。いろんな住民の交流があそこでなされるというのは、当然のことです。

また先ほど、これは辰己議員のご質問ではないですけれども、あえてそれをご発言されましたから、エレベーターの部分、大変不便じゃないかということでおっしゃっていただいておりますが、これは私が就任させていただく前から基本的な設計も全部なされて、それでおつくりになったものでございます。当時のあり方検討委員会の方々は、エレベーターが必要じゃないかということを再三、委員会の中でもご発言されていらっしやいましたけれども、当時の行政としてはエレベーターは付けないということはずっとご発言をされていらっしやいました。

それが翻って後年に、必要じゃないかということにいろいろご意見賜るわけですが、結果、何が見えているかということ、その時にしっかり対応しておかなかつたら、結局、後世の人間はより高いお金でそのことに向き合わなきゃいけないということになるんであろうなというふうにも思っております。

今日、別の方のご質問でもありましたけれども、しっかりとそういう点では、必要なものは備えていかねばならないというのは、これ、当然のことかなというふうには思っておりますので、その計画とかいうことは事前事前にお示ししながら、必要だということは共有をされた方が、この時点も、ゆめまちテラスの2階に関してもよかったんではなかろうかというふうにも思っております。

もちろん、もたらされるメリットに対して必要なコストということもあります。それが適切な部分になるのか、本来的には何だってあった方がいいんですけれども、私たちの限られた資源ということ、これは先生方もご理解をいただいているところはあると思います。

また、2階に関して、何でもありじゃないかというふうにもおっしゃっていただいておりますけれども、ぜひ、以前にも辰己議員にもお願いを申し上げておりましたけれども、まちづくりの拠点でございます。皆さんに愛されるものに、よりしていく必要がございます。検討委員会の皆さんも、企画運営委員会の皆さんも、アイデア様々出してくださってます。そういう点では、辰己議員においてもぜひ、こういうアイデアでいこうよというところ、町の中でもいろいろと、この産みの苦しみの中で皆さん、愛されるようにしていこうとしております。辰己議員もこれだと、これでやろうというのをもしお持ちでございましたら、ぜひお教えをいただけると大変幸いでもございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 私は、今、順序立てて質問をさせていただいています。あえて、委託業務がいいのか、指定管理がいいのか、私は近江上布、麻織物工業組合は、伝統産業会館でやっておられた。その時は指定管理のもとでやってもらっていた。しかもそれは1階も2階も、大きさは当然違うけども、1階・2階使って、自分たちが自由に、ある程度活動したい、発信もしたい、そして右肩上がりでも伸ばしてきた。同時に企業との連携も試み、新しいものをつくり出す。そうした創作活動もされている。こちらに移してもらったのはよかったんだけど、業務委託によっていろんな成約がついてきた。もう少し、もっともっと発展させていきたい。確かにいろんな不安材料をお持ちかも知れない。でも、前向きに真剣に今現在やっておられる。しかも、町の要望に沿って活動をされている。しかし、業務委託のために販売活動ができない。

だから私は、当事者は、そこでこっちへ来てもらったんだったら、こっちで十分活動できるように指定管理に、提案をしてくれと言うのだったら指定管理にした方がいいんじゃないかと。そこで思い切りいろんな事業活動、こういう活動を展開してもらおうじゃないかという方が、割り切れるんじゃないかというふうに思います。提案せいということですので、私は業務委託では頭打ちになってくるよと、どっちもつがすになるよと。しかも、今、先ほどのあれでも、町の施設なので思い切って売り出しができない、成約も受けている。そういう矛盾を取り除いていくことではないのと。しかも、大勢の人も交流も既に図っている実績を持っておられるわけですから、そのうえにどうあるかは、また議論はしていただいたら結構です。提案せいということですが、次の質問の関係もありますので、提案しました、私は、はっきりと指定管理にされたらどうですかという提案を、してくれというのでしたんですよ。次に移ります。

6番目。活用検討委員会の答申には、「活用すべき素材や視点に愛知高校とのタイアップ」が記載していますが、令和元年11月14日の資料には「テキスタイル授業と卒業制作の指導等」と書かれています。地域共学の視点から、愛知高等学校および愛知高等養護学校と、ゆめまちテラスえちとのかかわり方をどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） ゆめまちテラスえちの活用において、議員ご指摘の両校に関わりを持っていただくのは非常に重要であると認識をしております。その

ため、既に今年度においても愛知高等養護学校の授業をゆめまちテラスえちで実施していただいているほか、副校長に企画運営委員会への参画をいただいているところでございます。

また、今後においてもさらなる授業での活用等、両校とさらなる緊密な連携を図ってまいります。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ちょっと確認ですが、2階の活動の時に、町の職員さんというか、町が主体でやられるわけ、2階は。ですから、その時にどれだけのスタッフで、事業によって当然変わりますが、どういうふうな構想、今までやってきた実績で結構です、こういう事業にはこれだけのスタッフを付けたというところだけの答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） これまでの2階での事業の実施にかかるスタッフ、それは運営スタッフというような意味合いでよろしいでしょうか。

スタッフにつきましては、2月に住民説明会等をさせていただいたことがあるのですが、その際に5名ほどのスタッフが入っております。だいたい70名規模ではそれぐらいの程度になるのかなど。人数が少なければ2名～3名というような状況もございました。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ゆめまちテラスについては、最後の質問とさせていただきます。

全体として総論と言いますか、やはり、本当に工業組合さんが努力しているところをしっかりと今一度受け止めて、いろんな提案・要望、そういうものを受け止めて、どう町がそこを、もし壁ならば除去していく、もしくは伸びていくものならどう支援する、そこの、いろんな意味で、業務委託なので、業務委託というところに頭を置いて、そこでどういうふうなかかわり方があるのか、だから私は当初に「要望を聞いたのですか」と。要望とかいろんなものを聞かないで、受け止めたうえでの事業活動を展開していかないと、2階のあり方も答えが出てこないでしょうというのが私の考えです。

ですから、町長が質問の途中で「提案してくれ」と、そういうことを総体に考えた時に、指定管理しか道がないでしょうと、お互いの議論として。私はそう勝手に思ってい

るのですよ。否定されるのは行政の方で結構なんです。別に私は提案をしているだけであって。だからこの道を本当に解決していくにはそれしかないという考え方を持っている。何でもありの施設にしてしまうのかどうか。確かに多くの町民さんが集ってもらわないと困るということも否定しません。しかし、そのために何でもありの施設にするんですかということ、私はあえて言いたいただけなんです。そういうことをいろいろと全部、総体として聞いて、本当に、やはりあの施設が「ゆめまちテラスえち」という、町の管理でいいのか。やはり伝統産業として、その施設として前へ押し出していくのか。まずはその考え方を町でしっかり持つべきだというふうに提案しますが、それについて答弁をいただいております。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） まさに議員にはいろいろご提案いただき、まさにゆめまちテラスえちを、より魅力的な施設とするようという強いエールをいただいたというふうに受け止めてさせていただきたいと思います。

議員がご指摘の「麻の魅力発信」ということと、まさに議員もこれも大事だとおっしゃっている「住民にとって利用しやすい施設」という、この2点については必ずしも相反するものではないというふうに私は考えておるところでございます、これをうまく両立させて、まさに施設を有機的に発展させていくためにどう知恵を絞っていけばいいのかなということを日々、担当課等と組合であるとか委員会等で議論をさせていただいております。

その結果として、現状では取らせていただいている路線が一番よいのではないかとこのふうには考えておりますが、そこはもちろん時の状況であるとか、今後施設がどのように利用されていくか、そういったところの時代時代によって適切な手段というのは変わってき得るでしょうし、いろいろ制度創設とかもあるかも知れませんが、そこはアンテナを高くしながら関係者とより深く連携を深めつつ、この施設をより発展させていきたいと考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 国の補助金もにらみながら、それも活用した運用もあっていいんじゃないかと。だからどんどんアンテナを高く上げていって、楽なように町の財政を考えるとということも含めて、やっぱり最後に改めて言うておきます。次の質問に行きますが、本当に工業組合さんの思いなどをどう受け止めるか。町の施設なんですから。

しかも町から委託契約を、指定管理から委託契約に変えたのですから。ですから、しっかりもう一遍協議をして、できないことはできない、いや受け止められる、そういう真剣な議論を一遍やってください。それだけ提案しておきます。

次に移ります。大きい2番目の質問です。新型コロナウイルス感染症の対策について質問します。

厚生省は8月7日に新型コロナ感染拡大の急増に伴い、「感染拡大状況に応じた社会的検査を拡大していく」との方向を打ち出しました。

毎日の県下の感染数の報道は、私たちに不安を抱かせ、歪んだ詮索をさせています。感染拡大を抑止していくための情報提供は、重要であります。不安の1つには、「私は無症状感染者かも知れない」との思いがあるから、マスクや三密解消を心掛けています。今必要なのは、町民の不安に応えるためにも、感染者に限定したPCR検査体制から、いつでも、どこでもPCR検査が受けられる体制確保ではないでしょうか。

国会では、超党派の「医師国会議員の会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く中、感染震源地（エピセンター）を明確にした集中的なPCR検査の実施など、緊急に必要な対策提言を加藤厚生労働大臣に申し入れました。加藤厚労大臣は、社会的検査は市町村の判断になるが、やっていただきたい」と述べています。また、「PCR検査の行政委託の事後契約や患者の一部負担金の公費負担でも徹底する」と述べているわけですから、町長は、彦愛犬保健・福祉圏域で働きかけるべきと考えます。彦愛犬管内の医師会のお力もいただきながら、彦愛犬の市町町長会そして彦愛犬議長会も行動を起こすことを呼びかけます。特に町長会の立場、町長の見識を求めておきます。

コロナ感染症は、費用対効果・行政効率を追求して保健所を減らし、医療体制も縮小してきた政治のもろさをあらわにしました。今、本町は、保健センターの名称の廃止などを含めて庁舎の一元化に進む計画が示されました。コロナ感染症は、ゆとりのない行政、そしてゆとりのない生活に問題を投げかけたのです。

ゆとりのない行政は、保育園などの町民に身近な施設運営において職員負担がのしかかり、その形態が町民負担を伴っていることを認識すべきではないでしょうか。新型コロナウイルス感染症は、改めて、ゆとりある行政の重要性を示したものであり、二重の負担を回避するためにも、分庁方式の継続は重要だと考えます。こうした不安に対して町長の見識を求めておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

現在、湖東圏域における PCR 検査については、検査を必要とする者に十分対応できる体制となっていますが、必要な方がよりスムーズに PCR 検査が受けられる体制づくりのため、各保健医療圏域の医師会単位のすべてに、PCR 検査センターを立ち上げるよう、県において調整がなされているところです。

彦根・愛知・犬上郡では、彦根保健所を中心に彦根医師会や管内の医療機関等との間で協議を進めてきており、先般、圏域内の医療機関に PCR 検査センターが開設をされました。PCR 検査の拡充に向けて、県内の医療機関における受入体制等を踏まえながら県において進めていただいております、町として改めて要望することは考えてはおりません。

続きまして、後半のご質問にお答えを申し上げます。少子化で生産年齢人口が減少する中、また、私たちも1年1年歳を重ねる確実な高齢化の中で、社会保障費も年々増加をしています。公共施設の維持管理費も、やはり確実に増加をしていきます。変化する社会、そして社会ニーズに対応した行政サービスを提供するとともに、持続可能な行財政基盤を町として確立していくため、経済拡大の輝く時代に受益してきた世代こそが、将来世代に負担と課題を先送りすることなく、施設の統廃合に向き合い、実行していくことが求められています。

平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、さらに住民や団体・学識者等で構成した検討会を設置して議論を重ね、平成31年3月に「個別施設計画」を策定し、さらに「愛荘町庁舎等のあり方検討委員会」を設置して議論を重ねていただき、先般、一庁舎の集約化に関する具体の方針案を答申いただきました。

合併から現在まで続く分庁方式においては、サービス内容により庁舎が異なり住民様に庁舎間の移動を強いるなどの課題、有事の際に関係部署が速やかに対応できないなどの危機管理拠点としての機能面での課題、公用車を多く抱え職員が何度も庁舎間を往来せねばならないなど、効率的な行政運営面での課題を踏まえ、一庁舎への集約化を求めるものです。

いつまでも住み続けたい、幸せを実感できるまちづくりを実感していくため、将来世代に負担と課題を先送りすることなく、スピード感を持って実行していかなければならないと考えています。

一方で、議員ご指摘の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策についても大変重要なことですので、引き続きしっかりと対策を講じてまいります。

○議長（河村善一君） 以上で、本日の7名の一般質問を終わります。

◎休会の宣告

○議長（河村善一君） お諮りします。議事の都合により、9月5日から9月6日までの2日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、9月5日から9月6日までの2日間、休会とすることに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（河村善一君） 本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。再開は、9月7日午前9時から本会議を開催します。

ご苦労さまでした。終わります。ありがとうございました。

延会 午後5時12分